

令和2年度予算案における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力的に推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康調査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康調査事業を推進するほか、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図るため、市町村同士での共同実施を推進するための経費の補助や、産後ケア事業を実施する施設の補助を創設

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（189）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

- ①夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（24時間・365日体制強化事業）。
- ②相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげられない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品の配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかける体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための採用活動に係る補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的診断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう補助を拡充

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の推進

新プランの2年度目（2020年度）においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。（地方財政措置を拡充）

児童相談所児童福祉司等に係る処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善を図る。（地方財政措置を拡充）

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかると費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を拡充、③児童相談所の設置を目指す中核市等へ職員を派遣する都道府県等に対する代替職員に要する費用の補助を行う。

次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

一時保護所における職員体制の強化【拡充】

一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、職員体制を抜本的に強化するとともに処遇の改善を図る。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

一人ひとりの子どもとの状況に応じた適切な支援を確保するとともに、一時保護中の子どもとの通園・通学を促進するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置する際の改修に要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る補助を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもとの安全確保のため、個々の子どもとの状況に応じて、適時適切に対応できよう学習支援やトラブル対応などに関する補助を拡充するとともに、一時保護所だけでなく、児童相談所に通訳等を配置した場合も補助対象となるよう補助対象を拡大

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する事業を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受け体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を新規計上

同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和(※)
※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上→常時1名以上に緩和

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育等支援事業【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用の補助を新規計上

里親手当【拡充】

手当額に斤費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合は2人目以降の手当額を拡充

里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援の利用促進【拡充】

一時的に子どもを預かる支援（レスパイトケア）について、2歳未満の子どもを預かった場合の補助単価を拡充等

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養親候補者の増加や高齢児への支援に対応するための体制の構築や、職員の資質向上などにモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

児童虐待に関する情報共有システムの構築【拡充】

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効果的・効果的に行う。

保護者指導・カウンセリング強化事業【一部・新規拡充】

児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューの見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

小規模かつ地域分散化【拡充】

地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を加配した場合の費用を支弁（子ども：職員＝6：4から最大6：6に拡充）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上

自立支援担当職員の配置【新規】

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所後の自立に向けた支援の充実を図る

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

社会的養護経験者等の孤立化を防止、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催するための経費の補助を新規計上

市町村・児童相談所へのアドバイザーの派遣について (虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】)

【令和2年度予算案】 183億円の内の数 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

概要

【目的】

- 児童相談所及び市町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして、各自治体に派遣する事業を予算化し、「西日本子ども研修センターあかし」が自治体へのアドバイザー派遣に関する事務を担うことができるよう、事業を拡充する。

【実施主体】 西日本子ども研修センターあかし (明石市)

【補助基準額 (案)】 119,149千円 (拡充) (※) 研修事業を含めた西日本子ども研修センターあかしへの補助基準額 (上限額)

【補助率】 定額 (国 : 10/10相当)



一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援策の拡充

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
144億円の内数（次世代育成支援対策施設整備交付金）
1,355億円の内数（児童入所施設措置費等）

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、一時保護所の環境改善・体制強化等に向け、
 - ・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める
 - ・ 一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進することとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

（2）児童相談所の設置促進

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・ 子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
- ・ 混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるといふ一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、一時保護所の環境改善に努めることと明記されたことから、環境改善を行うための整備費の充実を図る必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院）九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるよう、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

（参議院）十 一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学出来るようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

☆児童相談所一時保護所

【整備費関係（次世代育成支援対策施設整備交付金）】

- ① 一時保護所の基礎単価を引き上げ
定員1人あたり 2,700点→6,189点
- ② 個別対応加算Ⅲの創設（個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限を引き上げ）
定員1人あたり 1,350点
- ③ 児童養護施設における「心理療法定室整備加算」を一時保護所においても対象とする（創設）。
児童相談所1ヶ所あたり 16,790点（児童養護施設における心理療法定室整備加算の交付点数と同じ点数）

☆一時保護専用施設

【整備費関係】

- 賃貸物件による一時保護専用施設を整備する際の補助単価について、一時保護所の整備費単価の拡充に併せて拡充
一時保護専用施設1ヶ所あたり 16,000千円→21,900千円
（児童虐待・DV対策等総合支援事業（賃貸物件による一時保護専用施設改修費等支援事業））

【賃借料関係】

- 一時保護専用施設の要件を満たすための改修中における賃借料の補助を創設する。
1施設あたり 10,000千円
（児童虐待・DV対策等総合支援事業（賃貸物件による一時保護専用施設改修費等支援事業））

児童入所施設措置費等国庫負担金

(令和元年度)

(令和2年度予算案)

対前年度増減額

131,657百万円

→

135,480百万円

(+3,823百万円)

1. 予算額の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度予算案
予算額	114,003 【114,853】	122,716 【123,466】	126,647	131,657	135,480

(単位：百万円)

※【】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

○ 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

5. 拡充内容【主なもの】

(1) 小規模かつ地域分散化の更なる推進

項目	内容
児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の更なる充実	地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実に図るため、職員を加配した場合の費用を支持する。 (子ども：職員＝6：4 ⇒ 最大6：6(※)) ※積極的に里親委託の実施や多機能化・機能転換を図っている施設の場合

(2) 里親養育への支援の充実

項目	内容
里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援の利用促進	里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援(レスパイトケア)の利用促進のため、利用可能なケースを具体的に明示することにより、適正な運用が図られるようにするとともに、レスパイトケアを行った施設に対する補助額について、2歳未満の子どもを預かった場合の単価を拡充する。 【現行】全年齢：5,600円 → 【改善案】2歳未満：8,640円、2歳以上：5,600円
里親手当の拡充	里親手当について、手当額に片費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充する。 【現行】 養育里親 1人目：86,000円 2人目以降：43,000円 専門里親 1人目：137,000円 2人目：94,000円 【改善案】 養育里親 1人目：90,000円 2人目以降：90,000円 専門里親 1人目：141,000円 2人目：141,000円

(3) 自立に向けた支援の強化

項目	内容
施設における自立支援体制の強化など子どもへの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築	児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置(※)し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。 ※アフターケアの対象者が一定数以上の場合。なお、職業指導員との選択。

5. 拡充内容【主なもの】

(4) 児童相談所一時保護所の職員体制の抜本的強化

項目	内容
一時保護を必要としている子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護所の職員体制の抜本的強化を図る	職員の配置改善を実施(子ども：職員＝2：1又は3：1の保護単価を創設する。)専門性を有する人材の確保に向け、一定の研修を受講した者の処遇改善を実施する。直接処遇職員が、子どもの養育に専念できるよう、事務の専従職員を配置した場合の加算を創設する。
個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化	利用児童が一定数以上の一時的保護所において、個別対応職員を更に1名配置した場合の加算を創設する。
アレルギ―対応等が必要な子どもへの対応強化	アレルギ―対応や2次調理などに対応するため、利用児童の規模に応じて調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時的保護所において栄養士を配置した場合の加算を創設する。
一時保護専用施設の設置促進	賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置した場合の賃貸料を支弁する。

(5) その他

項目	内容
防災対策の強化	施設機能強化推進費の適用がない里親、ファミリーホーム、自立援助ホームにおける防災対策の強化のため、職員等への防災教育、訓練の実施及び防災用具の整備に要する費用を支弁する。
教育費の対象拡大	自立援助ホームに入居している児童が、特別支援学校高等部に通う場合についても、児童養護施設等と同様に教育費を支弁する。
入進学支度金及び入学時特別加算費の拡充	一般家庭の実態を踏まえ、入進学支度金及び入学時特別加算費を増額する。 【現行】小学校：50,600円 中学校：57,400円 高等学校：61,150円 【改善案】小学校：63,100円 中学校：79,500円 高等学校：86,300円

児童相談所設置促進事業【拡充】

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けた支援を抜本的に拡充することとしている。

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- ・政府は、施行後5年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ・具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずることが明記されたことから、児童相談所の設置促進のために十分な支援を講ずる必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院) 十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずること。併せて中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。

(参議院) 十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。

拡充内容

- ・平成28年の児童福祉法等の一部改正においては、「政府は、この法律の施行後5年を目的として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずる」旨を規定したことを踏まえ、児童相談所設置に向けて支援を行ってきたところであるが、更なる設置促進を図るため、支援策の拡充を図る。

【実施主体】①②中核市、施行時特例市、特別区

③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】①設置準備対応職員の配置

②研修等代替職員を配置する場合

③都道府県等代替職員を配置する場合

【補助率】①②国：1/2、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

③国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1 自治体当たり 2,172千円 (1名分)

1 自治体当たり 3,420千円 (1名分)

1 自治体当たり 6,839千円 (2名分)

→ 10,259千円 (3名分)

令和2年度 児童虐待防止対策に係る主な地方財政措置

1 児童福祉司等の増員

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に基づき、各自治体が体制強化に取り組むことができるよう、右記のとおり標準団体における普通交付税措置を拡充

【道府県の標準団体（人口170万人）当たり】

（款）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費

区分	令和元年度	令和2年度	増員
児童福祉司	58人	63人	+5人
児童心理司	22人	24人	+2人
保健師	3人	3人	-
合計	83人	90人	+7人

2 児童福祉司等の処遇改善

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、一時保護所職員と同様（※）に、各自治体が児童福祉司等の処遇改善に取り組むことができるよう、右記のとおり標準団体における普通交付税措置を拡充

※ 一時保護所職員に対する処遇改善（令和2年度予算案）

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所一時保護所職員について、児童入所施設措置費を拡充（月額2万円）し、処遇改善を図る。

【道府県の標準団体（人口170万人）当たり】

（款）社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費

区分	令和元年度	令和2年度	増額
特殊勤務手当	6,129千円	21,600千円	+15,471千円

※ 令和2年度においては、児童福祉司・児童心理司・保健師について、一時保護所職員と同様、月額2万円で積算

3 児童相談所・一時保護所の整備促進

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、各自治体が児童相談所・一時保護所の整備に取り組むことができるよう、下記のとおり地方財政措置を拡充

【児童相談所】

令和元年度	令和2年度
施設整備事業（一般財源化分） （充当率100%、交付税措置率70%）	施設整備事業（一般財源化分） （充当率100%、交付税措置率70%）
一般単独事業 （充当率75%）	一般単独事業 （充当率90%、交付税措置率50%）
一般財源	一般財源

※ 一般財源化前の国庫補助金相当額（事業費の1/2）の30%については、普通交付税（単位費用）により措置

【児童相談所一時保護所】

令和元年度	令和2年度
次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）
公共事業等【都道府県】 （充当率90%、交付税措置率22.2%）	公共事業等【都道府県】 （充当率90%、交付税措置率22.2%）
一般補助施設整備等事業 【市・区】（充当率75%）	一般補助施設整備等事業 【市・区】（充当率75%）
一般財源	一般財源

令和元年度	令和2年度
次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）
一般補助施設整備等事業 （充当率90%、交付税措置率50%）	一般補助施設整備等事業 （充当率90%、交付税措置率50%）
一般財源	一般財源

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度目) ※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】				
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 〔+ 1,070 人〕	4,700 人 〔+ 1,470 人〕	5,260 人 〔+ 2,020 人〕
児童心理司	1,360 人	1,610 人 〔+ 260 人〕	1,790 人 〔+ 440 人〕	2,150 人 〔+ 790 人〕
保健師	100 人	各児童相談所 〔+ 110 人〕	各児童相談所	各児童相談所

※2020年度の計画を踏まえ、地方財政措置を拡充。

2月下旬に都道府県・指定都市・中核市研修主管課に受講案内を発送しております

2020(令和2)年度 児童福祉司資格認定通信課程 受講のご案内

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中央福祉学院

1. 目的：

児童福祉司として必要な基礎的知識および技術について、通信教育(スクーリング5日間を含む)の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司任用資格を取得することを目的としています。

2. 受講資格：

児童相談所職員または、子ども家庭福祉に携わる都道府県・政令指定都市・市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年生大学を卒業した者又は2020年3月に卒業見込みの者。

3. 学習内容：

本課程は、①通信学習(自宅学習)、②集合研修(スクーリング)、③修了テストにより構成されています。以下の①～③を修了した方に、修了証書を交付します。修了書2021年3月31日です。

①通信学習 6月1日より開始(4学期制)、全16科目

②集合研修 日程：2020年10月22日(木)から10月26日(月)(5日間)

会場：中央福祉学院(ロフォス湘南)

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

③修了テスト 2021年3月に自宅受験により実施

4. 受講定員：200名

5. 受講料：75,400円(消費税等込額)

※スクーリング出席に係る交通費・宿泊費・食費は別途ご負担ください。

6. 申込期限：

2020(令和2)年4月9日(木)までに、都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部(局)に必着

7. 問い合わせ先：

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 児童福祉司係

TEL：046-858-1355 FAX：046-858-1356 URL：<http://www.gakuin.gr.jp/>

※受講申込書は、各都道府県・指定都市・中核市の社会福祉研修主管部(局)にご提出ください。提出先は中央福祉学院ホームページにてご確認ください。

安全確認に関する取組事例

山口県の取組

＜市町村との連携＞

○市町村との連携強化

- ・ 児童相談所が援助方針を決定する会議に市町村職員が出席し、判断に至るまでの過程を学ぶ機会を設けている。
- ・ 児童相談所職員が直接市町村に出向き、スーパーバイズを実施。その際、市町の児童福祉担当課職員だけでなく、生活保護、母子保健等の他の分野の職員も対象とすることにより、様々な職員の資質向上を図っている。

○児童相談所が受理した「泣き声通告」等の市町村への送致

- ・ 児童相談所が受理した「泣き声通告」及び「警察からの面前DVによる心理的虐待通告」は、原則、市町村に送致し、安全確認など、一次的な対応を市町村で実施。

※「泣き声通告」は、児童相談所による介入的対応より、市町村による支援的な対応の方が、初期段階では、通告を受けた家庭が受け入れやすい場合が多く、継続した相談対応につながりやすい。

※「警察からの面前DVによる心理的虐待通告」は、まず、警察が子ども本人を目視で安全確認した後に、児童相談所に通告することとしている。

※市町村に送致した後、訪問による安全確認ができない場合は、市町村から児童相談所に送致し、その後は児童相談所が対応することとしている。

埼玉県の取組

＜民間事業者への外部委託＞

- ・ 泣き声通告など、リスクが低いと考えられる事案(過去に虐待通告や一時保護歴がない事案等)について、夜間の家庭訪問等を民間事業者(NPO法人ワーカーズユープ)に委託。これにより、児童相談所の対応が求められる事案に注力する。
- ・ 民間事業者は、業務開始前に児童相談所で研修を受講し、児童相談所職員の安全確認への同行等を行っている。

2020年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 <前期> 実施要項

1 目的

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。
- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
 - ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

2 期間

前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。

A日程 2020年5月26日(火)～5月28日(木)

B日程 2020年6月9日(火)～6月11日(木)

3 会場

子どもの虹情報研修センター 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地

4 内容

プログラム 別紙1の通り

5 対象者

児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者(児童福祉法第13条第8項)

6 定員

概ね80名

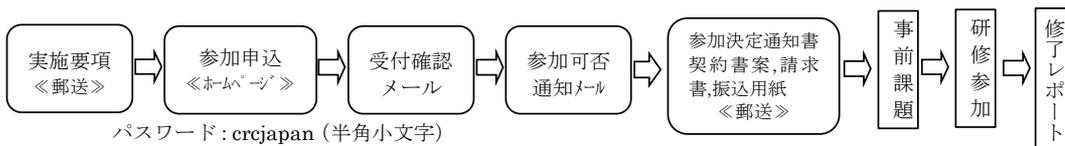
※A日程とB日程の各日程につき各自治体から3名以内の申込みとしてください。定員を超過した場合、抽選で各自治体の受講人数を調整させていただくことがあります。自治体内で優先順位がある場合は、参加申込の際に備考欄に順位を記載してください。

7 費用等

委託契約を締結の上で受講していただきます。詳細は別紙2をご覧ください。

8 申込手続

- 1) ホームページの[援助機関向けページ【パスワードcrcjapan】](#)から申込んでください。(別紙3参照)
- 2) 申込期間は、2020年3月25日(水)～4月16日(木)です。
- 3) 申込締切り後数日で、ご本人宛に参加決定通知書と契約書案を郵送します。



9 個人情報の取扱い

登録された個人情報は、当センターが行う、申込者との連絡、研修参加者に配布する参加者名簿の作成、業務統計、情報発信に使用します。また、神田交通(株)にも提供され、申込者との連絡に使用するとともに、宿泊に必要な情報がホテルに提供されます。当センター及び神田交通(株)の個人情報の取扱いに関する方針は、それぞれのホームページでご確認ください。

< 問合せ先 >

- 参加申込受付・キャンセルや研修内容に関する問合せ (平日 AM9:00～PM5:00)
子どもの虹情報研修センター [担当] 研修部 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地
TEL 045-871-9317 FAX 045-871-8091
<http://www.crc-japan.net>
- 宿泊・昼食・バス等の費用に関する問合せ (平日 AM10:00～PM5:00)
神田交通株式会社 [担当] 前島・原田 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531 番 37 号
TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500
<http://www.youbus.co.jp>

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期> 〔法定研修〕

1 目的

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。
- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
 - ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

2 対象

児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第8項）
*委託契約に基づく受講となります

3 期間

前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。
A日程 2020年5月26日（火）～5月28日（木）
B日程 2020年6月9日（火）～6月11日（木）

4 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義1】 子どもの権利擁護と 児童家庭福祉の現状・課題	橋本佳子 (名古屋市中央児童 相談所)	子どもの権利擁護と児童家庭福祉の動向と課題 について理解を深める。
	15:00 18:00	【演習1】 子ども家庭支援のための ケースマネジメント	調整中	模擬事例をもとに、ケースの見立てや支援方針の 設定のあり方を学ぶとともに、部下にスーパーバ イズする際のポイントについても理解を深める。
	18:00 18:10	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	18:15 19:30	【交流会】		
	2日目 午前	9:30 11:00	【演習2】 子どもの面接・家族の面 接	中垣真通 (子どもの虹情報研 修センター)
11:15 12:45		【演習3】 子ども虐待対応1 —精神疾患を抱えた保護 者の理解と対応	志村浩二 (浜松学院大学短期 大学部)	虐待に至った保護者に見られる精神疾患の理解 とその対応について解説し、事例を交えて実践的 に理解を深める。
2日目 午後		13:45 15:15	【演習4】 子ども虐待対応2 —性的虐待への対応	A日程：山本恒雄 (愛育研究所) B日程：調整中
	15:30 17:00	【演習5】 関係機関との連携と 在宅支援	鈴木啓一 (静岡県東部児童相 談所)	実践的な事例を交えて、関係機関と連携しながら 継続して在宅支援を行う上でのポイントを学ぶ。
	17:00 17:10	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。

	時間	科目	講師	内容
3日目午前	9:30	【演習6】 社会的養護における自立支援	山喜高秀 (志學館大学大学院心理臨床学研究科)	アドミッションケア、インケア、リーピングケア、アフターケア等社会的養護児童への支援について、模擬事例を通して検討する。
	11:00	【講義2】 スーパービジョンの基本	衣斐哲臣 (和歌山大学教職大学院)	児童相談所におけるスーパーバイズの基本的な考え方を理解した上で、職員の育成について学ぶ。
	12:45			
3日目午後	13:45	【演習7】 スーパービジョンの基本1	衣斐哲臣	スーパーバイズの基本の講義を受けて、部下へのスーパーバイズについてロールプレイ等の演習を通して実際の方法を学ぶ。
	15:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	15:25			
	15:25	【閉会式】		アンケート記入 後期研修のオリエンテーション
15:30				

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<後期> 〔法定研修〕

1 目的

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。
- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
 - ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

- 2 対象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者（児童福祉法第13条第8項）
*委託契約に基づく受講となります

- 3 期間 前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。
A日程 2020年10月20日（火）～10月22日（木）
B日程 2020年11月4日（水）～11月6日（金）

4 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義1】 子どもの発達と児童虐待の影響、子どもの諸問題	学識者 児童福祉関係者	子どもの発達や虐待の影響等について必要かつ最新の知見を学ぶ。
	15:00 17:30	【演習1】 行政権限の行使と司法手続き	弁護士	OJTに基づく事前課題として提出された「法的対応に困った事例」をもとに、法律の解釈や法的手段の活用について学ぶ。
	17:30 17:40	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	17:45 19:00	【交流会】		
	2日目 午前	9:30 11:00	【演習2】 少年非行と子ども虐待	学識者 児童福祉関係者
11:15 12:45		【演習3】 社会的養護におけるファミリーソーシャルワーク	学識者 児童福祉関係者	社会的養護ケースにおける家族関係調整等のあり方について講義や模擬事例を通して理解を深める。
2日目 午後		13:45 15:15	【演習4】 子ども虐待対応3 —特別な支援が必要な事例の理解	学識者 児童福祉関係者
	15:30 17:00	【演習5】 子ども虐待対応4 —死亡事例の検証	学識者 児童福祉関係者	虐待により死亡に至った事例を通して、虐待に至る様々なリスクを学ぶとともに、虐待の予防や深刻化を防ぐために必要な手立てについて、演習を通して理解を深める。
	17:00 17:10	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。

	時間	科 目	講 師	内 容
3 日 目 午 前	9:30	【演習6】事例検討(公開スーパービジョン) スーパービジョンの基本2 大グループ 小グループ	報告：参加者 助言：児童福祉関係者	OJT に基づく事前課題として提出された事例から各グループの報告事例を選定し、大グループと小グループに分かれて事例検討を行い、スーパーバイズの実践を具体的に学ぶ。
	11:00			
	11:30	【演習7】事例検討 スーパービジョンの基本3 大グループ 小グループ		大グループと小グループを前半と入れ替えて、事例検討を行う。
	13:00			
3 日 目 午 後	14:00	【講義2】 ソーシャルワークと ケースマネジメント	学識者 児童福祉関係者	これまでの講義や演習を踏まえ、ソーシャルワークとケースマネジメントについて、必要な知見を学ぶ。
	15:30			
	15:30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	15:40	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡
	15:45			

2020年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>

委託料及び宿泊・バス・昼食等のご案内

受講される皆さまの利便及び懇親のために、宿泊・昼食・バス等をご用意しております。
参加者登録の際に、これらの利用の有無を入力するようになっていきますので、下記の説明をご確認の上、参加者登録をお願いします。
宿泊・昼食・バス等の利用者取りまとめ及び会計事務は、旅行業者である神田交通㈱に外部委託しています。

1 委託料 前期／後期各期ごとにひとりにつき：27,000円

法定研修の実施に係る業務委託の費用です。受講前に締結する契約に基づく費用負担をお願いします。契約書案は、参加決定通知書に同封してお送りしますので、内容に問題がなければ、締結日と契約者名を記入し、押印の上、速やかにご返送願います。委託契約に関するお問合せは当センターをお願いします。

2 宿泊 1泊（シングル）8,200円（朝食つき，税込）

宿泊を希望する方のために下記のホテルを用意しております。希望する場合は、宿泊日、禁煙ルームの希望等を申し込みフォームに入力してください。（朝食をとらなくても料金は変わりません。）

「ダイワロイネットホテル横浜公園」 <http://www.daiwaroynet.jp/yokohama-koen/>
〒231-0023 横浜市中区山下町 204 TEL 045-664-3745 FAX 045-664-3746

3 バス送迎 5,600円（5運行，税込）

ホテル～センター間をバス送迎します。当センターまでは交通が不便なため、送迎バスの利用が便利です。初日の交流会終了後からバス送迎を行います。初日は公共交通機関で当センターまでお越しください。最終日はJR横浜駅にお送りします。所要時間は30分程度です。なお、利用申込が15名以下の場合、送迎バスは運行できませんのでご承知置き願います。

4 昼食（弁当） 1食 600円（税込）

当センターの近くには、レストランやコンビニ等がありませんので、お弁当を注文されるか、昼食を持参していただくことをお勧めします。

5 交流会 4,000円（税込）

初日の夜に当センター内で実施します。初日の送迎バスは、交流会の終了後に運行します。任意参加ですが、参加者相互の情報交換と交流を目的にしていますので、ぜひご参加ください。

6 支払方法

参加決定通知書に請求書と振込用紙を同封してお送りしますので、指定の郵便口座に費用を振込んでください。恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

- ◇ 振込依頼書の控を保管してください。領収書の代わりとさせていただきます。
- ◇ 申込み内容の変更やキャンセルがあった場合、キャンセル料をご負担いただく場合がありますのでご承知置きください。

【問合せ先】

宿泊・昼食・バス等に関するお問合せは、神田交通(株)をお願いします。

〔担当〕 神田交通株式会社 前島・原田（平日 10:00～17:00）
〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531 番 37 号
TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500
<http://www.youbus.co.jp>

**2020年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>
申込フォームの入力項目**

ホームページの【[援助機関向けページ](#)】をクリック → パスワード「crejapan(半角)」入力 → 【[研修受付](#)】 → 「[研修一覧](#)」で希望する研修名の  をクリック → 【[申込](#)】 をクリック → 「[申込入力](#)」フォーム



A 日程/B 日程のどちらか一方を選択してください。また、前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。

※印の項目は必須入力です。

フリガナ	入力してください
※申込者氏名	入力してください
※性別	選択してください
※年代	選択してください
※区分名	選択してください
※機関地域名	選択してください
※機関名称	選択してください
部署	入力してください
郵便番号・機関所在地・機関電話番号	自動的に表示されます
機関電話番号(直通)	入力してください
※メールアドレス (PC メールアドレス)	入力してください
※職種	選択してください <input type="checkbox"/> 行政職 <input type="checkbox"/> 福祉職 <input type="checkbox"/> 心理職 <input type="checkbox"/> 保健職 <input type="checkbox"/> その他
役職名	入力してください
※児相経験年数 (通算)	入力してください
※児童福祉司経験年数	入力してください
※SV 経験年数	入力してください
※所管人口	入力してください
※児童人口	入力してください
※交流会	選択してください
※昼食	希望する方は選択してください A 日程 <input type="checkbox"/> 5/27(水) <input type="checkbox"/> 5/28(木) B 日程 <input type="checkbox"/> 6/10(水) <input type="checkbox"/> 6/11(木)
※宿泊	希望する方は選択してください A 日程 <input type="checkbox"/> 5/25(月)【前泊】 <input type="checkbox"/> 5/26(火) <input type="checkbox"/> 5/27(水) <input type="checkbox"/> 5/28(木)【後泊】 B 日程 <input type="checkbox"/> 6/ 8(月)【前泊】 <input type="checkbox"/> 6/ 9(火) <input type="checkbox"/> 6/10(水) <input type="checkbox"/> 6/11(木)【後泊】
※禁煙ルーム	選択してください (部屋数の関係でご要望に添えない場合もあります)
※バス送迎	選択してください
※研修申込の承認	所属機関(部署)/施設長の承認を得た上で、必ず <input checked="" type="checkbox"/> を入力してください

表示された機関所在地・電話番号等に間違いがありましたら、当センターまでご連絡ください。

注1：全項目入力後に [確認](#) ボタンを押して確認画面へ進み、入力内容を確認したら、必ず [申込ボタン](#) を押して入力内容を送信してください。

* 確認画面の [申込](#) ボタンを押さないと、入力内容が当センターまで送信されません。

注2：[申込](#) の後に折り返しで「[受付完了メール](#)」が届かない場合は、当センターまでご連絡ください。

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修＜前期＞
研修受講の御案内

次の事項を確認のうえ、研修参加の準備をお願いします。

研修会場

子どもの虹情報研修センター 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL 045-871-9317
FAX 045-871-8091

- * 地図を同封してありますが、交通の便の悪い場所にありますので、時間に余裕をもってお越しください。なお、受付開始時間は、開会の1時間前です。
- * 当センター周辺は食事をするところがありませんので、昼食を注文されていない方は、最寄りの駅等で各自ご用意いただくことをお勧めいたします。
- * 当センターには、参加者用の駐車スペースがありませんので、車での来場はご遠慮願います。
- * 研修室の空調の効き方にムラがあります。寒暖の調節ができるように服装等をご配慮ください。
- * 研修初日の送迎バスは、交流会終了後に出発する便だけです。申込み時にご注意ください。

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>

(法定研修)

1 目的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

2 対象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 *委託契約に基づく受講となります

3 定員 80名

4 期間 2020年(令和2年)6月2日(火)～6月4日(木)(3日間) A日程
2020年(令和2年)7月29日(水)～7月31日(金)(3日間) B日程

5 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目午後	12:45	【開会式】		開会挨拶
	13:00			オリエンテーション
	13:00	【講義1】 子どもの権利擁護と 児童家庭福祉の現状・課題	学識者 児童福祉関係者	子どもの権利擁護と児童家庭福祉の動向と課題について理解を深める。
	14:30			
	14:45	【演習1】 子どもの面接・家族の面接	学識者 児童福祉関係者	子どもや家族との面接のあり方についてロールプレイ等の演習を通して学ぶ。
	17:15			
	17:15 17:25	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
17:30 19:00	【交流会】			

	時間	科 目	講 師	内 容
2 日目 午前	9:30	【演習2】 子ども虐待対応1 ー精神疾患を抱えた保護者 の理解と対応ー	医師 児童福祉関係者	虐待に至った保護者の中でも精神疾患を抱えた 保護者への対応について、ロールプレイング等を 通じて家庭訪問や面接時の実際の対応を学ぶ。
	11:00	【演習3】 関係機関との連携と在宅支 援	学識者 児童福祉関係者	模擬事例をもとに、関係機関と連携しながら継続 して在宅支援を行う上でのポイントを学ぶ。
	12:45			
2 日目 午後	13:45	【演習4】 子ども家庭支援のための ケースマネジメント	学識者 児童福祉関係者	模擬事例をもとに、ケースの見立てや支援方針の 設定のあり方を学ぶとともに、部下にスーパーバ イズする際のポイントについても理解を深める。
	15:45			
	16:00	【演習5】 子ども虐待対応2 ー性的虐待への対応ー	学識者 医師 児童福祉関係者	模擬事例をもとに性的虐待ケースへの対応につ いて理解を深める。特に、被害児への措置等に関 する説明のあり方や非加害親の面接について、ロ ールプレイ等を通して実際の対応を学ぶ。
	17:30 17:45	【振り返り】	ー	本日の研修から得られたことについて振り返る。
3 日目 午前	9:30	【演習6】 社会的養護における 自立支援	学識者 医師 児童福祉関係者	アドミッションケア、インケア、リービングケア、 アフターケア等社会的養護児童への支援につい て、模擬事例を通して検討する。
	11:00			
	11:15	【講義2】 スーパービジョンの基本	学識者 児童福祉関係者	児童相談所におけるスーパーバイズの基本的な 考え方を理解した上で、職員の育成について学 ぶ。
3 日目 午後	12:45			
	13:45	【演習7】 スーパービジョンの 基本1	学識者 児童福祉関係者	スーパーバイズの基本の講義を受けて、部下への スーパーバイズについてロールプレイ等の演習 を通して実際の方法を学ぶ。
	15:15			
	15:15 15:30	【振り返り】	ー	本日の研修から得られたことについて振り返る。
15:30 15:45	【閉会式】			後期研修のオリエンテーション アンケート記入、事務連絡

【根拠法令】

法令 「児童福祉法第13条第8項」

告示 「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年3月31日号外厚生労働省告示第131号）

通知 「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（雇児発0331第16号平成29年3月31日）

通知 「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会等の制定について（通知）」（雇児発0331号第2号平成29年3月31日）

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<後期>

(法 定 研 修)

1 目 的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

2 対 象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 *委託契約に基づく受講となります

3 定 員 80名

4 期 間 2020年(令和2年)11月18日(水)～11月20日(金)(3日間) A日程

2020年(令和2年)12月9日(水)～12月11日(金)(3日間) B日程

5 内 容

	時間	科 目	講 師	内 容
1 日目 午後	12:45	【開会式】		開会挨拶
	13:00			オリエンテーション
	13:00	【講義1】 ソーシャルワークと ケースマネジメント	学識者 児童福祉関係者	子ども虐待に対応するソーシャルワークとケース マネジメントについて、必要な知見を学ぶ。
	14:30			
	14:45	【講義2】 子どもの発達と児童虐待の 影響、子どもの諸問題	学識者 医師 児童福祉関係者	子どもの発達や虐待の影響等について必要かつ最 新の知見を学ぶ。
	17:15			
	17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	17:25			
	17:30	【交流会】		
	19:00			
2 日目 午前	9:30	【演習1】 少年非行と子ども虐待	学識者 児童福祉関係者	模擬事例をもとに、児童相談所における少年非行へ の支援のあり方について学ぶ。
	11:00			
	11:15	【演習2】 社会的養護におけるファミ リーソーシャルワーク	学識者 児童福祉関係者	社会的養護ケースにおける家族関係調整等のあり 方について講義や模擬事例を通して理解を深める。
	12:45			
2 日目 午後	13:45	【演習3】 行政権限の行使と 司法手続き	弁護士	OJT に基づく事前課題として提出された「法的対 応に困った事例」をもとに、法律の解釈や法的手段 の活用について学ぶ。
	15:15			
	15:30	【演習4】 子ども虐待対応3 —死亡事例の検証—	学識者 児童福祉関係者	虐待により死亡に至った事例を通して、虐待に至る 様々なリスクを学ぶとともに、虐待の予防や深刻化 を防ぐために必要な手立てについて、演習を通して 理解を深める。
	17:00			
	17:00	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	17:10			

	時間	科目	講師	内容
3 日 目 午 前	9:30	【演習5】事例検討 スーパービジョンの 基本2 大グループ 小グループ	報告：参加者 助言：学識者 児童福祉関係者	OJT に基づく事前課題として提出された事例から各グループの報告事例を選定し、大グループと小グループに分かれて事例検討を行い、スーパーバイズの実践を具体的に学ぶ。
	11:00			
	11:30	【演習6】事例検討 スーパービジョンの 基本3 大グループ 小グループ		大グループと小グループを前半と入れ替えて、事例検討を行う。
	13:00			
3 日 目 午 後	14:00	【演習7】 子ども虐待対応4 —特別な支援が必要な事例 の理解—	医師 児童福祉関係者	代理によるミュンヒハウゼン症候群、医療ネグレクト、AHT (SBS) 等、医療機関との連携を中心に特別な支援が必要な事例について、模擬事例を通して理解を深め、対応の実際を学ぶ。
	15:30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	16:40			
	16:45	【閉会式】		閉会挨拶
	17:00			アンケート記入、事務連絡

【根拠法令】

法令 「児童福祉法第13条第8項」

告示 「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」（平成29年3月31日号外厚生労働省告示第131号）

通知 「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（雇児発0331第16号平成29年3月31日）

通知 「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会等の制定について（通知）」（雇児発0331号第2号平成29年3月31日）

令和2年度 児童福祉法等関係法令に基づく法定研修実施概要

児童相談所における児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施します。

研修内容到達目標、カリキュラム及び運用指針等については厚生労働大臣が定める基準に基づきます。

(会場は、いずれも特別区職員研修所を予定)

1 児童福祉司任用前講習会及び指定講習会〔カリキュラムについては別紙1及び別紙2参照〕

対 象	児童福祉法に基づく
日 数	6日間必須、1日間任意(合計7日間)
日 程	【第1回】令和2年9月28日(月)、29日(火)、10月2日(金)、6日(火)、 10月7日(水)、12日(月)、13日(火) 【第2回】令和2年12月3日(木)、4日(金)、15日(火)、16日(水)、 12月21日(月)、22日(火)、23日(水)
定 員	80名程度
負担金	【7日間】34,600円(予定)

2 児童福祉司任用後研修〔カリキュラムについては別紙3参照〕

対 象	① 児童福祉司として任用後1年未満の職員 ② ①の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員(心理職を含む)
日 数	5日間必須 ※ ただし、児童福祉司任用前講習会修了者は、5日間のカリキュラムのうち、重複した科目(「社会的養護における自立支援」「関係機関(市町村を含む)との連携・協働と在宅支援」「行政権限の行使と司法手続」「子ども虐待対応の基本」及び「非行対応の基本」(計3日間)の受講を免除することができます。
日 程	【5日間(A日程)】令和2年5月14日(木)、15日(金)9月29日(火)、 10月6日(火)、12日(月)、13日(火) 【5日間(B日程)】令和2年5月14日(木)、15日(金)、12月16日(水)、 12月21日(月)、23日(水) 【2日間(※一部受講免除者)】令和2年5月14日(木)、15日(金)
定 員	【5日間】55名程度 【2日間】40名程度
負担金	【5日間】34,600円(予定) 【2日間】18,200円(予定)

3 児童福祉司スーパーバイザー研修〔カリキュラムについては別紙4参照〕

対 象	児童福祉司としておおむね5年以上の職務経験を有する職員
日 数	5.5日間(前期3日間、後期2.5日間)
日 程	令和2年6月1日(月)、11日(木)、29日(月)、12月10日(木)、24日(木)、 12月25日(金)
定 員	40名程度
負担金	【5.5日間】48,800円(予定)

- 特別区職員受入後、定員に空きがある場合は、他自治体職員を受入いたします。研修受託申請手続等につきましては、特別区職員研修所ホームページにて「特別区職員研修所研修受託要綱」をご参照ください。

[<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujou/index.html>]

- 問合せ先：特別区職員研修所教務課専門研修係 電話 03-5298-3922

令和2年度 第1回 児童福祉司任用前講習会/指定講習会日程表

◎は必須

日程	教科目番号/教科目	主な内容	講師	任用前講習会	指定講習会
9月28日 (月) 8:45~17:00	8:45~9:00 (初日のみ) オリエンテーション (開講にあたり・事務連絡)			◎	◎
	1 子どもの権利擁護	子どもの権利の考え方、子どもの権利条約、児童福祉法の理念	弁護士	◎	◎
	3 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	子ども家庭の問題に関する現状と課題、子ども家庭福祉に関する法令及び制度、児童相談所の役割	児童福祉関係職員	◎	◎
	2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	個人情報の取扱い、記録の取り方・管理、エビデンスの必要性と得るための倫理的配慮	児童福祉関係職員	◎	◎
	5 ソーシャルワークの基本	ソーシャルワークの歴史・方法、ソーシャルワークの方法論に基づいた家庭支援のあり方	学識者	◎	◎
9月29日 (火) 9:00~17:00	8-1 社会的養護による自立支援【★】	社会的養護、養子縁組制度、ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	学識者	◎	◎
	8-2 社会的養護による自立支援【★】	移行期ケアのあり方、年長児童の自立支援のあり方、生活支援と治療的養育	学識者	◎	◎
	11-1 子ども虐待対応の基本～心理【★】	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響、子ども虐待事例の心理療法	学識者	◎	◎
	12 非行対応の基本【★】	非行相談事例のケースマネジメント、非行ケースへの介入のあり方、警察・司法などとの連携のあり方	児童福祉関係職員	◎	◎
10月2日 (金) 9:00~17:00	6-3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	子どもの面接・家族面接(ロールプレイ)	学識者	◎	任意
	6-4 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースの進行管理・再評価	学識者	◎	任意
	7 児童相談所における方針決定の過程	チームアプローチ、スーパービジョン、ケースカンファレンス(事例検討)、方針決定のあり方	児童福祉関係職員	◎	◎
	13 障害相談・支援の基本	障害種別と障害支援区分、障害に関する法令と制度、精神保健福祉法	児童福祉関係職員	◎	◎
10月6日 (火) 9:00~17:00	11-5 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅲ【★】	子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分離保護・養育・家庭支援)、通告の受理、安全確認	学識者	◎	◎
	11-6 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅱ【★】	子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング)	学識者	◎	◎
	11-4 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅰ【★】	子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)の検証の理解	学識者	◎	◎
	10 行政権限の行使と司法手続き【★】	行政権限の行使と司法手続、親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応等	弁護士	◎	◎
10月7日 (水) 9:00~17:00	6-1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースに関する調査のあり方、ケースの問題の評価の方法、子ども・親・家族・地域のアセスメント	学識者	◎	任意
	6-2 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	支援計画の立て方、子ども・保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方	学識者	◎	任意
	4-1 子どもの成長・発達と生育環境	子どもの発達・成長、子どもの発達の特徴、生育環境とその影響、母子健康手帳の活用	学識者	◎	◎
	4-2 子どもの成長・発達と生育環境	子ども及び保護者の精神や発達等の状況、保護者の特性	学識者	◎	◎
10月12日 (月) 9:00~17:00	14-3 児童福祉論	生活保護法、母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童福祉関係職員	任意	◎
	15 障害者福祉論	障害福祉の動向、障害相談の流れ、障害をもつ子への対応	児童福祉関係職員	任意	◎
	9-1 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【★】	関係機関の特徴と役割、関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	児童福祉関係職員	◎	◎
	9-2 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【★】	区市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働、要保護児童対策協議会と児童相談所との協働	児童福祉関係職員	◎	◎
10月13日 (火) 9:00~17:00	14-1 児童福祉論	児童福祉法、虐待防止法、少年法、民法(家族法)	弁護士	任意	◎
	14-2 児童福祉論	刑法、児童買春・児童ポルノ禁止法、DV防止法	弁護士	任意	◎
	11-2 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅰ【★】	子ども虐待対応の基本原則、子ども虐待における早期発見・早期対応	医師	◎	◎
	11-3 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅱ【★】	性的虐待への対応、乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応	医師	◎	◎

【★】…児童福祉司任用後研修において、受講免除が認められている教科目

令和2年度 第2回 児童福祉司任用前講習会/指定講習会日程表

◎は必須

日程	教科目番号/教科目	主な内容	講師	任用前講習会	指定講習会
12月3日 (木) 8:45~17:00	8:45~9:00 (初日のみ) オリエンテーション (開講にあたり・事務連絡)			◎	◎
	1 子どもの権利擁護	子どもの権利の考え方、子どもの権利条約、児童福祉法の理念	弁護士	◎	◎
	3 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	子ども家庭の問題に関する現状と課題、子ども家庭福祉に関する法令及び制度、児童相談所の役割	児童福祉関係職員	◎	◎
	2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	個人情報の取扱い、記録の取り方・管理、エビデンスの必要性と得るための倫理的配慮	児童福祉関係職員	◎	◎
	5 ソーシャルワークの基本	ソーシャルワークの歴史・方法、ソーシャルワークの方法論に基づいた家庭支援のあり方	学識者	◎	◎
12月4日 (金) 9:00~17:00	4-1 子どもの成長・発達と生育環境	子どもの発達・成長、子どもの発達の特性、生育環境とその影響、母子健康手帳の活用	学識者	◎	◎
	4-2 子どもの成長・発達と生育環境	子ども及び保護者の精神や発達等の状況、保護者の特性	学識者	◎	◎
	7 児童相談所における方針決定の過程	チームアプローチ、スーパービジョン、ケースカンファレンス(事例検討)、方針決定のあり方	児童福祉関係職員	◎	◎
	13 障害相談・支援の基本	障害種別と障害支援区分、障害に関する法令と制度、精神保健福祉法	児童福祉関係職員	◎	◎
12月15日 (火) 9:00~17:00	6-1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースに関する調査のあり方、ケースの問題の評価の方法、子ども・親・家族・地域のアセスメント	学識者	◎	任意
	6-2 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	支援計画の立て方、子ども・保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方	学識者	◎	任意
	6-3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	子どもの面接・家族面接(ロールプレイ)	学識者	◎	任意
	6-4 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースの進行管理・再評価	学識者	◎	任意
12月16日 (水) 9:00~17:00	11-5 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅲ【★】	子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分断保護・養育・家庭支援)、通告の受理、安全確認	学識者	◎	◎
	11-6 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅱ【★】	子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング)	学識者	◎	◎
	11-4 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅰ【★】	子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)の検証の理解	学識者	◎	◎
	10 行政権限の行使と司法手続き【★】	行政権限の行使と司法手続、親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応等	弁護士	◎	◎
12月21日 (月) 9:00~17:00	8-1 社会的養護による自立支援【★】	社会的養護、養子縁組制度、ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	学識者	◎	◎
	8-2 社会的養護による自立支援【★】	移行期ケアのあり方、年長児童の自立支援のあり方、生活支援と治療的養育	学識者	◎	◎
	11-1 子ども虐待対応の基本～心理【★】	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響、子ども虐待事例の心理療法	学識者	◎	◎
	12 非行対応の基本【★】	非行相談事例のケースマネジメント、非行ケースへの介入のあり方、警察・司法などとの連携のあり方	児童福祉関係職員	◎	◎
12月22日 (火) 9:00~17:00	14-1 児童福祉論	児童福祉法、虐待防止法、少年法、民法(家族法)	弁護士	任意	◎
	14-2 児童福祉論	刑法、児童買春・児童ポルノ禁止法、DV防止法	弁護士	任意	◎
	14-3 児童福祉論	生活保護法、母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童福祉関係職員	任意	◎
	15 障害者福祉論	障害福祉の動向、障害相談の流れ、障害をもつ子への対応	児童福祉関係職員	任意	◎
12月23日 (水) 9:00~17:00	11-2 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅰ【★】	子ども虐待対応の基本原則、子ども虐待における早期発見・早期対応	医師	◎	◎
	11-3 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅱ【★】	性的虐待への対応、乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応	医師	◎	◎
	9-1 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【★】	関係機関の特徴と役割、関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	児童福祉関係職員	◎	◎
	9-2 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【★】	区市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働、要保護児童対策協議会と児童相談所との協働	児童福祉関係職員	◎	◎

【★】…児童福祉司任用後研修において、受講免除が認められている教科目

令和2年度 児童福祉司任用後研修日程表

日程	教科目番号/教科目	主な内容	講師
5月14日 (木) 8:45~ 17:00	8:45~9:00(初日のみ) オリエンテーション (開講にあたり・事務連絡)		
	1-1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースに関する調査のあり方、子ども・親・家族・地域のアセスメント	学識者
	1-2 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	支援計画の立て方、子ども・保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方	学識者
	1-3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースの進行管理・再評価	学識者
	6-2 行政権限の行使と司法手続き	司法関与に関する講義と演習、28条ケースの留意点	児童福祉関係者
5月15日 (金) 9:00~ 17:00	1-4 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	子どもの面接・家族面接(ロールプレイ)	学識者
	2 子ども面接・家族面接に関する技術	子どもの面接・家族面接(ロールプレイ)	学識者
	3 児童相談所における方針決定の過程	チームアプローチ、スーパービジョン、ケースカンファレンス(事例検討)	児童福祉関係者
	8-2 非行対応	非行相談事例のケースマネジメント(アセスメントと支援プラン)	児童福祉関係者

※一部受講免除者は上記2日間を受講。5日間受講者は、上記2日間に加え、以下の【A日程】【B日程】いずれか計3日間を受講。

【A日程】

日程	教科目番号/教科目	主な内容	講師
9月29日 (火) 9:00~ 17:00	4-1 社会的養護による自立支援【任用前8-1】	社会的養護、養子縁組制度、ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	学識者
	4-2 社会的養護による自立支援【任用前8-2】	移行期ケアのあり方、年長児童の自立支援のあり方、生活支援と治療的養育	学識者
	7-1 子ども虐待対応の基本～心理【任用前11-1】	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響、子ども虐待事例の心理療法	学識者
	8-1 非行対応の基本【任用前12】	非行相談事例のケースマネジメント、非行ケースへの介入のあり方、警察・司法などとの連携のあり方	児童福祉関係職員
10月6日 (火) 9:00~ 17:00	7-5 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅲ【任用前11-5】	子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分断保護・養育・家庭支援)、通告の受理、安全確認	学識者
	7-6 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅱ【任用前11-6】	子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング)	学識者
	7-4 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅰ【任用前11-4】	子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)の検証の理解	学識者
	6-1 行政権限の行使と司法手続き【任用前10】	行政権限の行使と司法手続、親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応等	弁護士
10月12日(月) 13:30~ 17:00	5-1 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【任用前9-1】	関係機関の特徴と役割、関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	児童福祉関係職員
	5-2 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【任用前9-2】	区市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働、要保護児童対策協議会と児童相談所との協働	児童福祉関係職員
10月13日(火) 13:30~ 17:00	7-2 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅰ【任用前11-2】	子ども虐待対応の基本原則、子ども虐待における早期発見・早期対応	医師
	7-3 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅱ【任用前11-3】	性的虐待への対応、乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応	医師

【B日程】

日程	教科目番号/教科目	主な内容	講師
12月16日 (水) 9:00~ 17:00	7-5 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅲ【任用前11-5】	子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分断保護・養育・家庭支援)、通告の受理、安全確認	学識者
	7-6 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅱ【任用前11-6】	子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング)	学識者
	7-4 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅰ【任用前11-4】	子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)の検証の理解	学識者
	6-1 行政権限の行使と司法手続き【任用前10】	行政権限の行使と司法手続、親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応等	弁護士
12月21日 (月) 9:00~ 17:00	4-1 社会的養護による自立支援【任用前8-1】	社会的養護、養子縁組制度、ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	学識者
	4-2 社会的養護による自立支援【任用前8-2】	移行期ケアのあり方、年長児童の自立支援のあり方、生活支援と治療的養育	学識者
	7-1 子ども虐待対応の基本～心理【任用前11-1】	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響、子ども虐待事例の心理療法	学識者
12月23日 (水) 9:00~ 17:00	8-1 非行対応の基本【任用前12】	非行相談事例のケースマネジメント、非行ケースへの介入のあり方、警察・司法などとの連携のあり方	児童福祉関係職員
	7-2 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅰ【任用前11-2】	子ども虐待対応の基本原則、子ども虐待における早期発見・早期対応	医師
	7-3 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅱ【任用前11-3】	性的虐待への対応、乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応	医師
	5-1 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【任用前9-1】	関係機関の特徴と役割、関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	児童福祉関係職員
5-2 関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援【任用前9-2】	区市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働、要保護児童対策協議会と児童相談所との協働	児童福祉関係職員	

令和2年度 児童福祉司スーパーバイザー研修日程表

日程	教科目番号/教科目	主な内容	講師
6月1日 (月) 8:45~ 17:00	8:45~9:00 (初日のみ) オリエンテーション (開講にあたり・事務連絡)		
	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	子どもの権利擁護、子ども家庭相談援助制度及び実施体制	学識者
	12 ソーシャルワークとケースマネジメント	子ども家庭支援のためのケースマネジメント、児童相談所における方針決定の課程	学識者
	3-1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースに関する情報把握のあり方、子ども、親、家族、地域のアセスメント	児童福祉関係者
	3-2 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	ケースの問題の見立ての方法、支援計画の立て方、ケースの進行管理・再評価	児童福祉関係者
6月11日 (木) 9:00~ 17:00	7-3 子ども虐待対応	子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング)、子ども虐待事例の心理療法	学識者
	7-4 子ども虐待対応	模擬事例による性的虐待への対応検討、子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)の検証・検討	学識者
6月29日 (月) 9:00~ 17:00	7-1 子ども虐待対応	子ども虐待の一般的知識、虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	学識者
	7-2 子ども虐待対応	通告の受理、安全確認、通告時の聞き取り方、調査、被害事実確認面接についての理解	学識者
	2 スーパービジョンの基本	スーパービジョンの目的・基本、スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルス	児童福祉関係者
	10-1 スーパービジョンの基本	スーパービジョンの目的・基本、スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルス	児童福祉関係者
12月10日 (木) 9:00~ 17:00	11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの諸問題	子どもの成長・発達と生育環境、子ども虐待対応、非行対応、障害相談・支援	児童福祉関係者
	8 非行対応	非行相談事例のケースマネジメント、非行ケースへの介入のあり方	児童福祉関係者
	5 関係機関(区市町村を含む)との連携・協働と在宅支援	関係機関との適切な連携・協働、要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働	学識者
	9 社会的養護の自立支援とファミリーソーシャルワーク	年長児童の自立支援のあり方、生活支援と治療的養育、社会的養護における権利擁護	学識者
12月24日 (木) 9:00~ 17:00	4-1 子どもの面接・家族面接に関する技術	子どもの面接・家族面接(ロールプレイ)	学識者
	4-2 子どもの面接・家族面接に関する技術	子どもの面接・家族面接(ロールプレイ)	学識者
	9 社会的養護の自立支援とファミリーソーシャルワーク	社会的養護制度、養子縁組制度、社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	学識者
	6 行政権限の行使と司法手続き	行政権限の行使と司法手続、親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応等	弁護士
12月25日 (金) 13:30~ 17:00	10-2 スーパービジョンの基本	スーパーバイズを受ける職員の逆転移への対応	学識者
	10-3 スーパービジョンの基本	児童相談所内外のチームマネジメント、スーパーバイズを受ける職員のケースの管理	児童福祉関係者

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現状

- ・平成28年児童福祉法等改正法附則及び令和元年度児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるように、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

財政面における支援

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、2020（令和2）年度予算案において、以下の費用への補助を行う。

◆人材確保・育成支援

- ①市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置 《令和2年度予算案拡充》
- ②都道府県等職員（S V等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助）
- ③児童相談所設置準備に係る補助職員の配置

◆施設整備への支援

- ①児童相談所整備に係る一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費の1/2）が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられているところ、残余の1/2部分についても地方債充当率及びその元利償還金にかかる地方交付税措置を拡充。《令和2年度拡充》
- ②一時保護所の創設（定員1人当たり約1,238万円（国：1/2、設置者：1/2）、定員20人の場合2億4,756万円） 《令和2年度予算案拡充》
- ③一時保護所の個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について②に加算 《令和2年度予算案拡充》
（定員1人当たり270万円加算（国：1/2、設置者：1/2）、定員20人の場合5,400万円加算）（心理療法定室整備1施設当たり3,358万円）
- ④一時保護所整備に係る自治体負担分（1/2）における地方債充当率及びその元利償還金に係る地方交付税措置を拡充 《令和2年度拡充》

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加
- ③児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の標準的な手続きの提示

児童相談所の設置に関する取組事例

- 平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)」において、児童相談所の設置主体として新たに「政令で定める特別区」が追加され、平成29年4月1日より施行された。
- 改正法を受けて、特別区において、児童相談所設置が検討され、令和2年4月に世田谷区及び江戸川区、同年7月に荒川区が児童相談所を設置する予定である。このほか、以下の自治体が児童相談所の設置に向けた検討を行っている。

【児童相談所を設置する方向の自治体】 (17自治体)

奈良市、千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区

【児童相談所を設置する方向で検討中の自治体】 (11自治体)

旭川市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市、中央区、台東区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

世田谷区の取組

<児童相談所設置に向けた検討会議> ※外部有識者を含む会議

平成29年1月～現在

効果的な児童相談行政の推進アドバイザー会議

平成29年5月～平成31年1月

効果的な児童相談行政の推進検討委員会

<準備組織の設置>

平成29年4月

子ども・若者部内に副参事(児童相談所開設推進担当)設置

平成30年4月

子ども・若者部内に児童相談所開設準備担当課設置

平成31年4月

児童相談所開設準備担当部設置

<児童相談所及び一時保護所配置予定職員の事前派遣実習>

児童福祉司：平成29年4月から他の自治体の児童相談所へ派遣

児童心理司：平成29年4月から他の自治体の児童相談所へ派遣

一時保護所職員：平成30年4月から他の自治体の一時保護所への派遣開始

<児童相談所及び一時保護所の整備>

児童相談所：平成30年4月工事開始、令和2年2月工事終了

一時保護所：平成30年4月工事開始、令和元年12月工事終了

<児童相談所及び一時保護所設置予定地域周辺住民への説明>

児童相談所：平成29年10月、平成30年10月

一時保護所：平成30年5月(対象は近隣住民のみに限定)

児童相談所虐待対応ダイヤル（189）について

児童相談所虐待対応ダイヤルの経緯

- 平成21年10月1日 児童虐待の通告や子育てに関する悩み相談などに幅広く対応するための**全国共通の電話番号10桁（0570-064-000）で運用開始**
- 平成27年7月1日 虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、**ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、覚えやすい3桁番号（189 いち・はや・く）にし、広く一般に周知**。新たな3桁番号としては15年振り。
- 平成28年4月1日 児童相談所につながる時間が短縮するため、**ガイダンスの時間を大幅に短縮（約70秒→約30秒）**
- 平成30年2月1日 郵便番号等の入力が必要な**携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入**
- 令和元年12月3日 午前8時30分から**利用者からの通話料を無料化**、児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）**なやみ・いち・はや・く**を開設

平成28年4月の改正内容

- **音声ガイダンスの短縮等を実施**し、189にかけてから児童相談所に電話がつかなくなるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前（平成28年3月以前）と比較して向上。
※平成27年7月～平成28年3月までの平均接続率：11.4% → 平成28年4月～平成30年1月の平均接続率：19.9%

平成30年2月の改正内容

- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、**コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを運用開始**。

令和元年12月の改正内容

- ① 児童相談所虐待対応ダイヤルの**通話料の無料化**
 - ・ これまで有料であった通話料を無料化
- ② **児童相談所相談専用ダイヤルの開設**
 - ・ 新たに相談専用ダイヤルを開設し、利用者の利便性の向上を図る。

児童相談所**全国共通**ダイヤル
「189」**（有料）**

児童相談所**虐待対応**ダイヤル
「189」**（無料）**
いち・はや・く

児童相談所**相談専用**ダイヤル
「0570-783-189」**（有料）**
なやみ・いち・はや・く

※12月3日午前8時30分から実施

令和元年 11 月 22 日

【照会先】

子ども家庭局家庭福祉課
 課長 補佐 大野 久 (4874)
 児童相談係長 野中 和徳(4865)
 (代表)03(5253)1111
 (直通)03(3595)2166

報道関係者 各位

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を無料化します

厚生労働省では、12月3日(火)午前8:30から、児童相談所虐待専用ダイヤル「189」について、利用者からの通話料を無料化します。

これまで児童相談所全国共通ダイヤルは、平成27年7月1日から3桁の番号「189」(いち・はや・く)に変更し、平成28年4月1日から、利用者の利便性向上のために、音声ガイダンスの短縮などの改善を行ってまいりました。

今回、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、通話料の無料化等を行い、利便性の向上を図ります。

厚生労働省では、通話料の無料化後の状況を踏まえ、引き続き利用者の利便性向上のために検討を続けていきます。

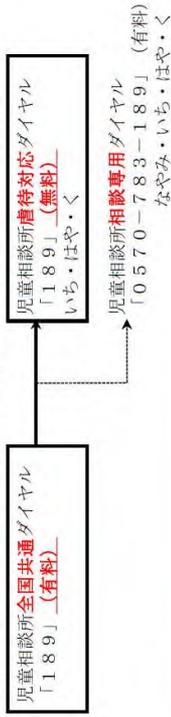
【今回実施する内容】(令和元年12月3日(火)午前8:30開始)

①児童相談所虐待対応ダイヤルの通話料の無料化

- ・これまで有料であった通話料を無料化
- ※名称変更(旧)児童相談所全国共通ダイヤル → (新)児童相談所虐待対応ダイヤル

②児童相談所相談専用ダイヤルの開設

- ・新たに相談専用ダイヤルを開設し、利用者の利便性の向上を図る。



別添 参考資料

<参考資料>

◆ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の経緯

- 平成21年10月1日
 - ・児童虐待の通告や子育てに関する悩み相談などに幅広く対応するための全国共通の電話番号10桁(0570-064-000)で運用開始
- 平成27年7月1日
 - ・10桁であった番号を3桁(189)で運用開始
- 平成28年4月1日
 - ・児童相談所につながる時間を短縮するため、ガイダンスの時間を大幅に短縮(約70秒→約30秒)
- 平成30年2月1日
 - ・郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方針を導入
- 令和元年12月3日
 - ・通話料の無料化を実施

◆ 児童虐待防止対策の抜本的強化について(抜粋)

(平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)

2 児童虐待の発生予防・早期発見

- ④ 相談窓口の周知・徹底
 - ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いち・はや・く)」について、広く国民に認知され、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

子 発 0729 第 1 号
令和元年 7 月 29 日

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

一時保護中の子どもの権利擁護について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

一時保護は、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

今般、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が6月19日に国会で可決・成立し、6月26日に公布されました。

本法律の附帯決議において、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めることとされたこと及び「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、一時保護中の子どもの権利擁護について、特に留意いただきたい事項をまとめたので、改めて取組の徹底をお願いします。

また、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、一時保護の見直しや体制整備に向けた計画を策定する際には、下記にお示しした事項のほか、「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)にもご留意いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1号の

規定に基づく技術的助言である。

記

1 一時保護の体制整備

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

この際、個々の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあつて、個別性が尊重されるべきものである。

このため、一時保護については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、

- ・ 一時保護所について、必要な一時保護に対応できる定員設定を行うとともに、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すること
- ・ 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること
- ・ 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うこと

により、その受け皿の適切な整備や確保を進められたい。

2 一時保護中の生活における子どもの権利擁護

一時保護は、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであるが、この期間中においても、子どもの権利を守ることは重要である。この子どもの権利擁護について、下記項目を踏まえ、適切な支援体制を講じられたい。

① 日課

一時保護中の日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの

背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきであり、例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うこと。

このほか、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制となっていないこと、子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援体制となっていないこと、子ども同士の会話を一切認めないこと、一時保護中本人に所持させても子どもの福祉を損なうおそれがない物についても一律に所持させないことなども、権利侵害と捉えること。

とりわけ、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもについては、当該特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が必要である。

② 教育

虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこと。

- ・ 保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合
- ・ 子どもが学校に通うことを拒否している場合

また、通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことが重要であることから、児童虐待・DV対策等支援事業の一時保護機能強化事業を活用し、子どもの個々の学力に応じた学習指導や子どもの原籍校との調整等を行う教員OB等の配置等の体制整備に積極的に取り組むこと。

③ 体制

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であることから、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、児童福祉審議会を活用した相談窓口の設置や子どもの権利擁護に関する第三者機関を設置するなど子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。

④ 第三者評価

一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要である。

一時保護所における子どもの権利擁護を図り、運営の透明性を高めるため、一時保護所が第三者評価を受けるための仕組みの全国展開に向けて、

- ・ 一時保護所の外部評価に当たり、「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」に基づき一時保護所の第三者評価受審費用への支弁を行っているほか、
- ・ 平成 29 年度に実施した「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」に引き続き、平成 30 年度に実施した「一時保護の第三者評価に関する調査研究」において、一時保護所の第三者評価基準・項目・評価方法を策定したところである。

各都道府県等におかれては、「一時保護の第三者評価に関する調査研究」報告書に掲げる第三者評価基準等も活用いただき、一時保護所の運営に係る自己評価及び第三者評価の積極的な受審をお願いします。

「子どもの権利擁護に新たに取り組み自治体にとって 参考となるガイドラインに関する調査研究」概要 ①

調査研究の目的

本調査研究は、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行ったもの（平成31年3月）

平成28年の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」や児童福祉法等の改正法、平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえた上で、子どもの権利擁護に新たに取り組み自治体にとって参考となるよう、子どもが意見を申し立てる環境整備や、子どもの意見を尊重して子どもの権利侵害の問題の調査や調整を行う取り組み等に関するガイドラインの作成を行うため、本調査研究を実施。

調査の手法

ガイドラインの検討・作成、報告書の取りまとめにあたっては、有識者による検討委員会を設置した。また、インタビュー調査を行った。

(1) 検討委員会の設置・運営

本調査研究で策定するガイドラインの構成や項目、範囲やヒアリング調査項目等、本調査研究全般に関し専門的な見地から助言を得るため、調査研究課題について知見を有する有識者8名を構成員とする検討委員会を設置し、計3回の検討委員会を開催した。

(2) インタビュー調査

ガイドライン案の策定に際し、以下の自治体及び児童福祉施設設経験者、有識者に対しインタビュー調査を実施した。児童福祉審議会活用による子ども権利擁護の取り組み例がない自治体であっても、子どもの権利に関わる相談事業や権利啓発・普及活動を実施している自治体にはその詳細をヒアリングし、ガイドライン作成の参考とした。有識者、児童福祉施設設経験者へは、児童福祉審議会の部会設置により子どもの権利擁護を実施する方式への意見、課題、実施可能性を中心に聞き取りを行った。

＜インタビュー対象者＞

東京都	東京都児童相談センター事業課 東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課、計画課
大阪府	大阪府福祉子ども室 家庭支援課
兵庫県	兵庫県 健康福祉部 少子高齢局 児童課 児童福祉班
横浜市	横浜市子ども青少年局 子ども福祉保健部 子ども家庭課
神奈川県	神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課 家庭課 児童養護グループ

世田谷区	世田谷区子ども・若者部子ども家庭課職員 児童相談専門指導担当職員
児童福祉施設設経験者	そだちとすだち運営者 川瀬 信一 氏 Children's Views & Voices 副代表 中村 みどり 氏
有識者	熊本学園大学 社会福祉学部 堀 正嗣 教授 大分大学 福祉健康科学部 栄留 里美 助教 大分大学 福祉健康科学部 相澤 仁 教授

「子どもの権利擁護に新たに取り組み自治体にとって 参考となるガイドラインに関する調査研究」概要②

子ども権利擁護部会の設置(第2章)

■見福審に「子どもの権利擁護部会」(仮称)の設置

- 委員選定:
子どもの権利擁護はじめ児童福祉全般に精通した者(学識経験者、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、児童福祉施設等経験者)
 - 委員の職務・機能:
子どもの意見表明や関係機関からの申立について調査、審議
 - 子ども権利擁護調査員(仮称)の配置:
調査権限、委員からの業務の監督指示等
 - 事務局:部会の庶務
- ※独立性、第三者性の担保

子ども意見表明支援員の配置(第3章)

■子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」 (通称:子どもアドボケイト)の配置

- 役割:
施設等を巡回、啓発、意見聴取、子どもの意見表明の支援、子どもの意見の代弁等
 - 配置の方法(法人・個人):
独立性確保のため外部委託を基本
 - 支援員への研修
 - 守秘性
- ※子どもの権利擁護調査委員とは併任しない

見福審への子どもの意見表明及び関係機関の申立・申出の進め方(第4章)等

■子どもによる意見表明の進め方 (P3左図参照)

- 権利擁護の対象:児童相談所の支援に関わる全ての子ども(支援・保護を行って欲しかったのにされなかった場合を含む)
- 前提条件:子どもの意見表明権についての啓発、地方自治体の理解、体制整備等
- 意見表明の受付窓口の整備・周知、障害児等への合理的配慮
- 子どもによる意見表明支援員の呼び寄せ、支援員によるアウトリーチ
- 見福審が審議する範囲:措置等への不服、入所中や一時保護中の不満・問題、在宅指導中の支援への不満・問題
- 受付からの流れ:受付、事前調査、部会の準備・審議・意見具申、対応の確認、報告等

■関係機関が見福審へ申立・申出する場合の進め方 (P3右図参照)

- 申立・申出の範囲:特定の児童の措置等への不服(措置等がされなかった場合等を含む)
 - 関係機関の例:学校関係者、医療機関、要対協構成メンバー、児童福祉施設、里親、親族等
 - 進め方:関係機関による申立・申出、事実関係の調査、部会の開催、意見具申、対応の確認、報告等
- #### ■モニタリング、活動評価
- 活動報告書の作成と公表、事業評価

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

※平成28年度児童福祉法等改正法の参議院附帯決議

「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

「都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもたちの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。」

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：8,175千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

<取組例>

子ども

訴え・通報



(例)

・児童相談所に保護を求めたが、手続きを進めてくれない。

・一時保護中に、指導員の不適切な言動があった。

○子どもの権利擁護専門家による子どもとの面接

権利侵害の事実の調査、助言・調整の実施



協力

事例の協議、対応結果報告

関係機関（児童相談所、福祉事務所、児童委員等）

他機関紹介

行政



調査

助言・調整



施設

家庭

児童福祉審議会

必要に応じ、
事案の付議

全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、ガイドラインに基づく仕組みのモデル的な実施を支援

子 発 0221 第 4 号
令 和 2 年 2 月 21 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた
体制整備の推進について

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、令和元年 6 月 19 日に国会で可決・成立し、6 月 26 日に公布されたところである。改正の趣旨及び概要は「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(府共第 98 号・子発 0626 第 1 号、内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長通知)のとおりである。

本改正法においては、児童相談所が児童の保護機能のみならず、その後の保護者等への支援機能を適切に果たすことができるよう、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)を改正し、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるなどの措置を講じることとしている。

各自治体におかれましては、下記を参照の上、介入担当部署と支援担当部署を分けて対応するなど、地域の実情に応じた体制の検討をお願いする。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 改正法の趣旨

児童相談所は、家庭からの相談ニーズに基づく支援のみならず、被虐待児童及び保護者に対する家庭への調査や、一時保護、里親委託・児童養護施設への入所措置、在宅指導等の業務を実施しており、一時保護や立入調査等の介入機能と、家族の再統合へ向けた親子関係再構築支援などの支援マネジメント機能の両方の側面をもっている。

これまで、児童相談所の中には、個別のケースを担当する児童福祉司が、一時保護などの介入機能と、保護者に対する支援マネジメント機能を担うことで、保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇されてしまうこと、親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないことが指摘されてきた。

改正法では、これらを踏まえて、児童相談所の児童虐待相談対応件数が増加し続ける中で、児童相談所において介入機能及び支援マネジメント機能を効果的に発揮できるよう、必要な措置を講ずることとした。

2. 体制整備の在り方

児童相談所における介入機能と支援マネジメント機能の分化は、上記の趣旨のとおり、子どもの最善の利益を考慮した保護等の介入を躊躇することをなくすとともに、親子関係再構築などの支援マネジメント機能の適切な推進するために行うものであり、例えば

- ・ 既存の虐待対応を行う部署とは別に、主に介入を行う専門部署を設置し、当該部署において介入機能、既存の部署において支援マネジメント機能を担う方法
- ・ 組織を分化せずに、担当課・係のなかで、「介入機能」担当の児童福祉司、「支援マネジメント機能」担当の児童福祉司を分けて対応を行う方法などの対応が考えられる。

一方、規模の小さい児童相談所などでは、機械的に担当者を分化することで、かえって一時保護等の介入機能の機動的な対応に支障を来す場合も想定される。このため、例えば、一律に組織を分化せずに、チームで対応するなど、地域の実情を踏まえつつ、柔軟な対応が必要な場合もあると考えている。

いずれにしても、躊躇無く一時保護等の介入的対応を行うとともに、親子関係再構築支援などの支援マネジメントを適切に行うことができる体制を整備することが重要であり、各自治体においては、地域の実情を踏まえつつ、これらの趣旨を踏まえた体制の検討をお願いする。

機能を分化することについては、単に組織体制を見直すだけでなく、児童相談所の職員個々の技術を高め、異動を含め多くの経験を積むこと、職員同士が有機的に連携する方策や職員のメンタルヘルスに関する方策も含め検討する必要がある。

3. 国の支援策

介入機能と支援マネジメント機能の強化や連携を支援するために、国としては、

- ・ 実際の事例を基に、初期アセスメント、介入的対応、ケースマネジメントに重点をおいた研修をブロック単位で実施
- ・ 「西日本こども研修センターあかし」が児童相談所におけるケースワークに精通した者をアドバイザーとして派遣し、助言などを行う事務を担うことができるよう事業を拡充する

こととしていることから、こうした事業も活用されたい。

以上

○ 児童相談所運営指針について（平成2年3月5日付け児発第133号厚生労働省児童家庭局長通知）の一部改正（案）

【令和2年4月1日適用予定】

※ 以下は、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）による特別養子制度の見直しに関する現時点の改正案である。
このほか、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による児童福祉法等の改正に係る改正等を予定している。

（下線部分は改正部分）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">児童相談所運営指針</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 援助</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 養子縁組</p> <p>1. 養子縁組の意義</p> <p>(1) 児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに温かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。</p> <p>(2) 平成28年児童福祉法等改正法においては、第3条の2において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならぬ。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（中略）必要な措置を講じなければならない。」と規定していることを</p>	<p style="text-align: center;">児童相談所運営指針</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 援助</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 養子縁組</p> <p>1. 養子縁組の意義</p> <p>(1) 児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに温かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。</p> <p>(2) 平成28年児童福祉法等改正法においては、第3条の2において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならぬ。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（中略）必要な措置を講じなければならない。」と規定していることを十分に踏まえ、家庭に</p>

<p>十分に踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供する特別養子縁組を含む養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を優先して取り組んでいかなければならない。</p> <p>また、<u>同法第11条第1項第2号</u>に、都道府県の業務として、養子縁組により養子となる児童等への支援を行うことが規定されている。児童相談所は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける子どもへの養育について法的安定性を与える観点から、恒久的な養育環境を必要とする子どもについては、当該子どもが適合する養親を見出し、養子縁組を結ぶよう積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(3) さらに、平成28年12月に成立した民間養子縁組あっせん法では、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図るとともに、民間あっせん機関及び児童相談所が相互に連携及び協力することについて規定されている。このため、児童相談所は、同法第4条の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、子どもの最善の利益に資する観点から、民間あっせん機関と連携を図りつつ協力することが必要である。</p> <p>(4) <u>養子縁組については、民法第792条以下において規定する養子縁組（以下「普通養子縁組」という。）と同法第817条の2以下において規定する特別養子縁組の2種類がある。特別養子縁組については、令和元年6月に成立した民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）において、制度の利用を促進するため、養子となるべき者の年齢上限が原則6歳未満から15歳未満に引き上げられるとともに、特別養子縁組成立の手術が見直され、特別養子適格の審判及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の審判（以下「特別養子適格の審判等」という。）の導入や、特別養子適格の審判等の手続における実方の父母の同意の撤回制限及び児童相談所長の申立人又は参加人としての関与が新設された。</u></p>	<p>おける養育環境と同様の養育環境を提供する特別養子縁組を含む養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を優先して取り組んでいかなければならない。</p> <p>また、<u>同法第11条第1項第2号</u>に、都道府県の業務として、養子縁組により養子となる児童等への支援を行うことが規定されている。児童相談所は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける子どもへの養育について法的安定性を与える観点から、恒久的な養育環境を必要とする子どもについては、当該子どもが適合する養親を見出し、養子縁組を結ぶよう積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(3) さらに、平成28年12月に成立した民間養子縁組あっせん法では、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図るとともに、民間あっせん機関及び児童相談所が相互に連携及び協力することについて規定されている。このため、児童相談所は、同法第4条の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、子どもの最善の利益に資する観点から、民間あっせん機関と連携を図りつつ協力することが必要である。</p> <p>(4) <u>養子縁組については、民法第792条以下において規定する養子縁組（以下「普通養子縁組」という。）と同法817条の2以下において規定する特別養子縁組の2種類がある。</u></p>
---	---

① 普通養子縁組

ア 未成年者を養子とするには、原則として、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の許可を得なければならぬ。

イ 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならぬ。

ウ 養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができ、この場合、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあり、その同意を得なければならぬ。養子となる者の父母で親権を停止されている者があるときも、同様とする。

エ 尊属又は年長者を養子とすることはできない。

オ 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、原則として配偶者とともにしなければならぬ。

② 特別養子縁組

ア 家庭裁判所の審判により、養親子関係を強固なものとして、養子が安定した家庭で養育されるようにする制度であり、養子となる者に対する実方の父母による監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものである。特別養子縁組の成立の審判が確定すれば、養子と実方の父母及びその血族との親族関係が終了し、原則として離縁することはできない。

イ 家庭裁判所の審判は二段階で行われ、まず、養親となるべき者（以下「養親候補者」という。）の申立てによる「特別養子適格の確認の審判」又は児童相談所長の申立てによる「児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判」において、養子となるべき者の実方の父母による養育の状況や実方の父母の同意の有無等を判断する。次に、養親候補者の申立てによってその養

育能力や養子となるべき者との相性等について判断する特別養子縁組の成立の審判がなされ、審判が確定することにより、養子となるべき者と実方の父母及びその血族との親族関係は終了する。

なお、養親候補者が特別養子適格の確認の申立てを行う場合には、養親候補者の住所地の家庭裁判所に対して、特別養子縁組の成立の申立てと同時にに行わなければならない。両者の審判は同時にされることがある。児童相談所長が児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行う場合には、養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

また、特別養子縁組の成立の審判に当たっては、養親候補者が養子となる者を6か月以上の期間監護(試験養育)した状況を考慮する。

④ 特別養子縁組の成立には、原則として養子となるべき者の実方の父母の同意がなければならない。ただし、実方の父母がその意思を表示することができない場合又は実方の父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。なお、特別養子適格の確認の審判等の手続において、この実方の父母の同意がされた場合には、次のいずれにも該当する場合には、その同意をした日から2週間を経過した後は同意を撤回することができない。

(ア) 養子となるべき者の出生の日から2か月を経過した後にされたものであること。

(イ) 次のいずれかに該当するものであること。

- ・家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること。
- ・審問の期日においてされたものであること。

また、この実方の父母の同意に係る要件については特別養子適格の確認の審判等において判断されるものであり、第二段階の特別養子縁組の成立の審判はあくまで養親候補者と養子となるべき者との適合性についての判断をするものであることから、特別養子縁組の成立の審判に実方の父母は関与することができない。

エ 養子となるべき者は、家庭裁判所に対する特別養子縁組の成立の審判の申立てのときに15歳未満でなければならぬ。ただし、その者が18歳未満であって、15歳に達する前から引き続き養親候補者に監護されている場合において、監護開始から15歳に達するまでの期間が短いことによりその間に特別養子縁組を行うか否かについて判断することが困難であった場合等、15歳に達するまでに申立てがされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

オ 養子となるべき者が特別養子縁組成立の審判の確定前に18歳に達した場合には、特別養子縁組の成立の審判がされている場合や、即時抗告されて抗告審係属中である場合であっても特別養子縁組の成立の審判は確定しない。この場合、審判は家庭裁判所の職権で取り消されることとなる。

カ 養子となるべき者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

キ 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならない場合は、原則として養親となることができない。

ク 25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

ケ 試験養育において、児童相談所が相談援助している場合は、

<p>原則として里親委託を行う。民間あっせん機関が相談支援している場合は、<u>養親候補者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき子どもの住所の異動に係る届出及び児童福祉法第30条第1項の規定に基づく同居児童の届出を市町村長經由都道府県知事に行わなければならない。</u></p> <p>2. 調査、認定等</p> <p>(1) 自己の養子とする子どもをあっせんを希望する者（以下「養子縁組希望者」という。）、自己の子を他の者の養子とすることを希望する者等からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し調査、認定等を行う。この場合には、原則として里親の場合に準ずる。</p> <p>(2) 調査等を行った後、援助方針会議で検討し、養子縁組のあっせんを行うことが適格と判断される者がある場合には、養子縁組のあっせんに関し必要な援助を行う。</p> <p>(3) 里親が委託されている子どもと養子縁組を希望する場合には、事情を十分調査した後、援助方針会議で検討し、適当と判断される場合には必要な援助を行う。</p>	<p>2. 調査、認定等</p> <p>(1) 自己の養子とする子どもをあっせんを希望する者（以下「養子縁組希望者」という。）、自己の子を他の者の養子とすることを希望する者等からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し調査、認定等を行う。この場合には、原則として里親の場合に準ずる。</p> <p>(2) 調査等を行った後、援助方針会議で検討し、養子縁組のあっせんを行うことが適格と判断される者がある場合には、養子縁組のあっせんに関し必要な援助を行う。</p> <p>(3) 里親が委託されている子どもと養子縁組を希望する場合には、事情を十分調査した後、援助方針会議で検討し、適当と判断される場合には必要な援助を行う。</p>
<p>3. あっせん手続</p> <p>子どもの最善の利益を確保する観点から、養子縁組を子どもに提供する前に、子どもが実親によつて育てられる可能性について十分に検討し、実親が養育することは困難であるといった要保護性について確認した上であっせんを行うことが大切である。なお、児童相談所は、民間養子縁組あっせん法の規制を直接受けるものではないが、養子縁組のあっせんを行うに際しては、同法の規定の趣旨に則り、<u>9(2)①</u>から<u>⑥</u>までの通知等を準用すること。</p> <p>(1) 養子縁組のあっせんを行う場合には、できる限り子どもや保護者等から養子縁組についての同意を得ておくことが適当である。ま</p>	<p>3. あっせん手続</p> <p>子どもの最善の利益を確保する観点から、養子縁組を子どもに提供する前に、子どもが実親によつて育てられる可能性について十分に検討し、実親が養育することは困難であるといった要保護性について確認した上であっせんを行うことが大切である。なお、児童相談所は、民間養子縁組あっせん法の規制を直接受けるものではないが、養子縁組のあっせんを行うに際しては、同法の規定の趣旨に則り、<u>10(2)①</u>から<u>⑥</u>までの通知等を準用すること。</p> <p>(1) 養子縁組のあっせんを行う場合には、できる限り子どもや保護者等から養子縁組についての同意を得ておくことが適当である。ま</p>

<p>た、特別養子縁組のあっせんを行う場合には、各段階（養子縁組希望者の選定、養親候補者と子どもの面会、縁組成立前の養育）において、保護者の同意を得ることが適当である。</p> <p>た、特別養子縁組のあっせんを行う場合には、各段階（養子縁組希望者の選定、養親候補者と子どもの面会、縁組成立前の養育）において、保護者の同意を得ることが適当である。これらの同意については、書面により確認しておくことが望ましい。</p> <p>なお、特別養子縁組の成立に係る民法第817条の6の父母の同意については、特別養子適格の確認の審判の審判において、養子となるべき者の出生の日から2か月を経過した後に、家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたもの又は審問の期日においてされたものであり、その同意をした日から2週間を経過した場合には、撤回することができないこととされ、改められているが、この場合であっても、あっせんの各段階において、改めて子どもの実方の父母に対して丁寧に説明し、その理解を得るとともに、必要な支援を行うことが適当である。</p> <p>また、特別養子縁組のあっせんに当たっては、養子縁組希望者の選定に先立って、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行うことができるが、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、確定してから6か月以内に特定の養親候補者によって特別養子縁組の成立の申立てが行われなければその効力を失うこととなることから、速やかに里親や養子縁組希望者等の適当な者の中から養親候補者の選定を行うべきであることに留意する必要がある。</p>	<p>た、特別養子縁組のあっせんを行う場合には、各段階（養子縁組希望者の選定、養子縁組希望者と子どもの面会、縁組成立前の養育）において、保護者の同意を得ることが適当である。</p>
<p>(2) 養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される場合には、養親候補者に子どもを少なくとも6か月以上里親として養育することを勧めることが適当である。</p> <p>(3) 里親委託の要件に該当しない等の事情により里親委託を行わない場合は、養子縁組希望者に対し法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、法第27条第1項第2号に基づき児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。</p>	<p>(2) 養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に子どもを少なくとも6か月以上里親として養育することを勧めることが適当である。</p> <p>(3) 里親委託の要件に該当しない等の事情により里親委託を行わない場合は、養子縁組希望者に対し法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、法第27条第1項第2号に基づき児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。</p>

<p>2号に基づく児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。</p> <p>(4) <u>子どもの戸籍がないか又は判明しない場合は、民法及び戸籍法の定めるところにより必要な手続をとる。</u></p> <p>(5) <u>15歳未満で法定代理人がない子どもは、普通養子縁組を行う場合は、子どもの住所地在籍する家庭裁判所に対し未成年後見人選任の手続をとる。なお、施設に在籍する親権を行う者のない子どもは、普通養子縁組の場合には、施設長が都道府県知事等の許可を受けて親権代行等としてその縁組を承諾する。(法第33条の8、法第47条、民法第840条)</u></p> <p>(6) <u>6か月以上の期間の養育状況を調査し、援助方針会議で検討し、養子縁組を行うことが適当と判断される場合には、養親候補者に対し、家庭裁判所に申立て等を行うよう助言する。なお、特別養子縁組の場合は、これにより実方の父母等との親族関係が終了すること、離縁が厳しく制限されていること等その特徴について養親候補者に対して丁寧に説明するとともに、その特徴に十分配慮して対応する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(4) <u>子どもが15歳未満で法定代理人がない場合は、子どもの住所地在籍する家庭裁判所に対し未成年後見人選任の手続をとる。なお、施設に在籍する親権を行う者のない子どもは、普通養子縁組の場合には、施設長が都道府県知事等の許可を受けて親権代行等としてその縁組を承諾する。(法第33条の8、法第47条、民法第840条)</u></p> <p>(5) <u>6か月以上の期間の養育状況を調査し、援助方針会議で検討し、養子縁組を行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に対し、家庭裁判所に申立て等を行うよう助言する。なお、特別養子縁組の場合は、これにより実方の父母等との親族関係が終了すること、離縁が厳しく制限されていること等その特徴について養親候補者に対して丁寧に説明するとともに、その特徴に十分配慮して対応する。</u></p>
<p>(4) <u>15歳未満で法定代理人がない子どもは、普通養子縁組を行う場合は、子どもの住所地在籍する家庭裁判所に対し未成年後見人選任の手続をとる。なお、施設に在籍する親権を行う者のない子どもは、普通養子縁組の場合には、施設長が都道府県知事等の許可を受けて親権代行等としてその縁組を承諾する。(法第33条の8、法第47条、民法第840条)</u></p> <p>(6) <u>6か月以上の期間の養育状況を調査し、援助方針会議で検討し、養子縁組を行うことが適当と判断される場合には、養親候補者に対し、家庭裁判所に申立て等を行うよう助言する。なお、特別養子縁組の場合は、これにより実方の父母等との親族関係が終了すること、離縁が厳しく制限されていること等その特徴について養親候補者に対して丁寧に説明するとともに、その特徴に十分配慮して対応する。</u></p>	<p>また、特別養子縁組についての子どもの実方の父母の同意が得られず、実方の父母と養親候補者との対立が予想される場合や実方の父母の不適切な養育状況について詳細な立証が必要となる場合等、特別養子適格の確認の申立てを行い、必要な立証を行うことが養親候補者にとって大きな負担になる場合には、児童相談所長の申立て</p>

による特別養子適格の確認の申立てを行うことを検討する。また、養親候補者が特別養子適格の確認の申立てを行う場合であっても、児童相談所長はその審判手続に参加することができることから、途中で実方の父母の気が変わり特別養子縁組への同意が見込めなくなったりしたことにより実方の父母の養育状況等の立証が必要になった場合等には、参加人としての立場で主張立証を行うことを検討すること。なお、これらのような場合であっても、実方の父母に対しては、可能な限り申立て又は参加人としての参加の前に丁寧に説明を行うこと。

(7) 養親候補者から家庭裁判所への特別養子適格の確認の申立てが行われた際には、保護者に対し、家庭裁判所へ申立ての手続が開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行っている場合においても、特別養子縁組の成立の申立てが行われた際には、その事実はその後の法的な親子関係の変更につながるりうる情報であることから、保護者に対し、その旨を伝えることが望ましい。

4. 特別養子縁組のあっせん手続を行う上での留意点

特別養子縁組のあっせんを行う場合には、次のアからケに掲げる事項に留意すること。このとき、実方の父母の同意が得られない等の理由により、特別養子縁組に向けた試験養育を行うことが困難である場合には、特に次のカからクに留意すること。

ア 援助方針の検討に当たっては、現在の子どもと家庭の状況のみならず、18歳以降の自立生活を含めて、子どもに永続的かつ安定した養育環境を保障する視点で検討することが重要である。特に、年齢ごとに留意すべき点については、表-5を参照

(6) 家庭裁判所への申立てが行われた際には、保護者に対し、家庭裁判所へ申立ての手続が開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

	<p>すること。</p> <p>イ 子どもが 18 歳になった時点においても親子関係再構築が達成される見込みが極めて低い場合には、援助方針を検討する項目の一つとして特別養子縁組を積極的に組み入れること。</p> <p>ウ 特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず他に養育できる親族等がない子どもや新生児・乳幼児であつて長期的に実方の父母の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離された後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなどが想定される。</p> <p>エ 特別養子縁組に対する子どもの意思を確認する際には、現在の状況や特別養子縁組の法的効果（子どもの実方の父母やその親族、兄弟との法律上の親族関係が終了すること、養親との縁が原則的に禁止されていること等）、今後の見通しについて、本人が適切に理解できるように丁寧に説明するとともに、援助方針の決定は児童相談所が行うことを伝えること。このとき、子どもが既に同居している者との特別養子縁組を検討している場合には、子どもが自由に意見を述べることができるよう、その者が同席しない場で説明・意思確認を行う等の配慮を検討すること。また、子どもの意向が十分に聴取できない場合には、児童福祉審議会に意見聴取することも考えられる。子どもが一定の年齢に達しているのに「真実告知」がされていない場合については、児童相談所として、養親候補者に真実告知の重要性を伝えるとともに必要な支援を行う。特に子どもが 15 歳以上である場合は、特別養子縁組の成立にはその者の同意が要件となることから、その同意の前提として、「真実告知」されていることが必要となることに留意すること。</p> <p>オ 決定した援助方針については、子ども、その実方の父母、養</p>
--	--

<p>親候補者に対し、決定に至った経過、児童相談所の判断の根拠、今後の見通しを丁寧に説明することにより、取組について理解を得るよう努めること。</p> <p>カ 実方の父母が、養育の見込みがないにもかかわらず、特別養子縁組に同意しない場合やその意思がたびたび変わる場合、意思を示さない場合などには、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを検討すること。</p> <p>キ 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行うこととした場合には、実方の父母に対して、判断した根拠や今後の見通しを伝え、併せて、家庭裁判所による調査や審問があることを伝えること。</p> <p>ク 子どもがすでに養育里親に委託されている等により、実方の父母と養親候補者となり得る者との間に交流があった場合に、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行う際には、あらかじめ児童相談所から実親や里親等へ説明し理解を求めておくことが重要である。具体的には、実親からの問い合わせは児童相談所に統一することや仮に実方の父母が里親等との接触を希望するときには事前に児童相談所が必ず調整することなどを取り決めておくことが考えられる。</p> <p>ケ 子どもが年齢にかかわらず、市町村、学校や保育所等の所属、児童委員その他の関係機関との必要な連携を十分に図ること。どういった連携が必要であるかについてチームで協議し、連携の目的や内容、必要性を子どもや養親候補者（成立した後の養親を含む）へ丁寧に説明すること。</p>	<p>4. 養子縁組成立後の支援</p> <p>(1) 平成28年児童福祉法改正法により、法第11条第1項第2号トに、都道府県等の業務として、養子縁組により養子となった児童、</p>
<p>親候補者に対し、決定に至った経過、児童相談所の判断の根拠、今後の見通しを丁寧に説明することにより、取組について理解を得るよう努めること。</p> <p>カ 実方の父母が、養育の見込みがないにもかかわらず、特別養子縁組に同意しない場合やその意思がたびたび変わる場合、意思を示さない場合などには、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを検討すること。</p> <p>キ 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行うこととした場合には、実方の父母に対して、判断した根拠や今後の見通しを伝え、併せて、家庭裁判所による調査や審問があることを伝えること。</p> <p>ク 子どもがすでに養育里親に委託されている等により、実方の父母と養親候補者となり得る者との間に交流があった場合に、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行う際には、あらかじめ児童相談所から実親や里親等へ説明し理解を求めておくことが重要である。具体的には、実親からの問い合わせは児童相談所に統一することや仮に実方の父母が里親等との接触を希望するときには事前に児童相談所が必ず調整することなどを取り決めておくことが考えられる。</p> <p>ケ 子どもが年齢にかかわらず、市町村、学校や保育所等の所属、児童委員その他の関係機関との必要な連携を十分に図ること。どういった連携が必要であるかについてチームで協議し、連携の目的や内容、必要性を子どもや養親候補者（成立した後の養親を含む）へ丁寧に説明すること。</p>	<p>5. 養子縁組成立後の支援</p> <p>(1) 平成28年児童福祉法改正法により、法第11条第1項第2号トに、都道府県等の業務として、養子縁組により養子となった児童、</p>

<p>その養親となった者等への支援が規定されている。児童相談所は、養子縁組の成立後においても、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。</p> <p>(2) 特に、養子縁組の場合、「育ての親」であるという「事実」を子どもにいつ、どのように伝えるかが大きな悩みとなる場合が多い。子どもにとって、自分の出自を知ることが大切な権利であり、養親自らが自分の言葉で愛情を持って子どもに伝えることが非常に重要である。</p> <p>(3) 児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩の体験談を聞くことが出来る場を紹介するなど、必要な支援を行う。</p> <p>(4) 思春期には、実の親子と同様に、それまでの親子関係の変化や反抗、非行など行動上の問題も起こり得るが、このような時期こそ、これまでの養育を振り返り返る良い機会でもあると捉え、子どももや養親が必要な支援を求め、受けられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。</p> <p>(5) 特別養子縁組については、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続することとし、定期的に子どもとの生活状況を確認するとともに、養親から相談に応じるなどの援助を行う。</p> <p><u>なお、児童福祉司指導等を終結するときは、養育状況や子どもの状態、学校や地域との関わりなどの状況を改めて把握し、チームで協議するとともに、援助方針会議や関係機関間の個別ケース検討会で十分な検討を行うこと。また、終結することを子どもと養親に説明し、様々な問題が起こり得ることを前提として相談先を具体的に伝えておくことが重要である。</u></p>	<p>その養親となった者等への支援が規定されている。児童相談所は、養子縁組の成立後においても、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。</p> <p>(2) 特に、養子縁組の場合、「育ての親」であるという「事実」を子どもにいつ、どのように伝えるかが大きな悩みとなる場合が多い。子どもにとって、自分の出自を知ることが大切な権利であり、養親自らが自分の言葉で愛情を持って子どもに伝えることが非常に重要である。</p> <p>(3) 児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩の体験談を聞くことが出来る場を紹介するなど、必要な支援を行う。</p> <p>(4) 思春期には、実の親子と同様に、それまでの親子関係の変化や反抗、非行など行動上の問題も起こり得るが、このような時期こそ、これまでの養育を振り返り返る良い機会でもあると捉え、子どももや養親が必要な支援を求め、受けられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。</p> <p>(略)</p>
--	---

<p>6. <u>離縁の訴え</u></p> <p>子どもが15歳未満であって、普通養子縁組の結果が子どもにとつて適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の未成年後見人となるべく選任された児童相談所長は、<u>離縁の訴え</u>を提起することができる。</p> <p>なお、特別養子縁組については、原則として離縁できず、養子、実方の父母又は検察官の申立てによる家庭裁判所の審判が認容された場合にのみ離縁することができることとされているため、<u>児童相談所長は離縁に係る法的手続を申し立てることはできないが、養親による虐待、悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由があるときは、一時保護等の必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>5. <u>離縁の訴え</u></p> <p>子どもが15歳未満であって、普通養子縁組の結果が子どものため適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の未成年後見人となるべく選任された児童相談所長は、<u>離縁の訴え</u>を提起することができる。</p> <p>なお、特別養子縁組については、<u>児童相談所長は離縁の訴えを提起することはできないが、養親による虐待、悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由があるときは、一時保護等の必要な措置を講ずる。</u></p>
<p>7. <u>都道府県等間の連絡</u></p> <p>2つの都道府県等にまたがる養子縁組のあわせんについては、各都道府県等は相互に緊密な連絡をとり必要な協力をを行う。この場合においては、<u>里親に関する都道府県等間の連絡の場合に準ずる。</u></p>	<p>6. <u>都道府県等間の連絡</u></p> <p>2つの都道府県等にまたがる養子縁組のあわせんについては、各都道府県等は相互に緊密な連絡をとり必要な協力をを行う。この場合においては、<u>里親に関する都道府県等間の連絡の場合に準ずる。</u></p>
<p>8. <u>家庭裁判所との連携等</u></p> <p>(1) <u>特別養子縁組についての実方の父母の同意が得られず、実方の父</u> <u>母と養親候補者との対立が予想される場合や実方の父母の不適切</u> <u>な養育状況について詳細な立証が必要となる場合等、特別養子適</u> <u>格の承認の申立てを行い、必要な立証を行うことが養親候補者に</u> <u>とって大きな負担になる場合には、児童相談所長の申立てによる</u> <u>特別養子適格の承認の申立てを行うことを検討する。なお、具体的</u> <u>な手続等については第4章第10節3を参照すること。</u></p> <p>(2) <u>養親候補者が特別養子適格の承認の申立てを行う場合であつて</u> <u>も、児童相談所長はその審判手続に参加することができることか</u> <u>ら、途中で実方の父母の気が変わり特別養子縁組への同意が見込</u></p>	<p>7. <u>家庭裁判所との連携</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>めなくなったことにより実方の父母の養育状況等の立証が必要になった場合には、参加人としての立場で主張立証を行うことを検討すること。なお、具体的な手続等については第4章第10節3を参照すること。</p> <p>(3) <u>児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行うう又は特別養子適格の確認の審判事件の手続に参加する場合以外の場合であっても、養子縁組について、例えばば次のアからエに掲げる事項について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力をを行う。特に、特別養子縁組に関して、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第62条に基づき調査嘱託が行われた場合には、十分な配慮が必要である。また、民間あつせん機関が養子縁組のあつせんを行った場合であつても、当該あつせんを行った民間あつせん機関と十分に連携をとりながら、調査嘱託に対して適切に対応されたい。</u></p> <p>ア <u>養子となるべき者の要保護性（養子となるべき者及びその家庭の状況）</u></p> <p>イ <u>養親候補者の適格性（養親候補者及びその家庭の状況）</u></p> <p>ウ <u>養親候補者と養子となるべき者の適合性（縁組成立後における児童福祉司指導等による援助の予定を含む。）</u></p> <p>エ <u>養子となるべき者の特別養子縁組以外の児童福祉法上の他の措置の可能性</u></p>	<p>(1) <u>養子縁組について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力をを行う。特に、特別養子縁組に関して、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第62条に基づき調査委嘱が行われた場合には、十分な配慮が必要である。</u></p>
<p>(4) <u>児童相談所があつせしめた養子縁組又は里親に委託した子どもが養子縁組を行う場合には、当該養子縁組をあつせしめた児童相談所又は里親委託を行った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。このとき、養親候補者の転居等のために、他の児童相談所に対して指導依頼を行っている場合には、当該児童相談所と十分に連携をとること。なお、里親に委託した子どもにつき、ある程度年長であるにもかかわらず、申立て前の児童相談所による</u></p>	<p>(2) <u>児童相談所があつせしめた養子縁組又は里親に委託した子どもが養子縁組を行う場合には、当該養子縁組をあつせしめた児童相談所又は里親委託を行った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。</u></p>

<p>支援を受けても「<u>真実告知</u>」がされていない場合には、<u>里親への対応について家庭裁判所と十分に連携をとること。</u></p> <p>(5) <u>児童相談所又は民間あっせん機関のあっせんを経ずに特別養子縁組の申立てが行われた場合、家庭裁判所は、調査の結果、養子となるべき者が児童福祉上の保護を要すべき子どもであると判断されるときには、養親候補者に対して児童相談所に相談を行うよう助言するとともに、引き続き調査を行い、必要に応じて、児童相談所に対しても調査結果を添付して調査嘱託を行うことがある。</u></p> <p><u>この場合には、児童福祉の観点から、「里親制度の運営について」(平成14年9月5日付け雇児発0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「里親委託ガイドライン」(平成23年3月30日付け雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)にしたがって里親委託、児童福祉司に指導させるなど必要な措置をとるとともに、(3)の場合と同様に調査嘱託に対して適切に対応すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) (4)以外の場合については、子どもの居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。</p> <p>(7) 特別養子縁組の成立の申立てについての審判が確定したときは、<u>家庭裁判所から家事事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第8号)第93条第4項の規定に基づき、特別養子縁組のあっせんを行った児童相談所等(民間あっせん機関を含む。)及び調査嘱託に応じた児童相談所に対してその結果が通知される。児童福祉上の保護を要すべき子どもについて、特別養子縁組の成立の申立ての却下審判が確定した旨の通知を受けたときは、適切に対応を行うこと。</u></p> <p>(8) また、<u>特別養子縁組のあっせん等に児童相談所が関わっていない場合等でも、家庭裁判所から児童相談所に対して児童福祉法25条の規定に基づき通告が行われることがある。児童福祉法上の保護</u></p>	<p>(3) (2)以外の場合については、子どもの居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>を要すべき子どもについて、特別養子縁組の成立の審判が却下されたときに、児童福祉法第25条の規定に基づく通告を受けた場合には、適切に対応を行うこと。</p>	<p>9. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん</p> <p>(1) 民間養子縁組あっせん法第4条の規定の趣旨を踏まえ、民間あっせん機関について、その果たす役割の大きさを認識し、日頃から養子縁組の在り方に関し意見交換を行うとともに、養子縁組関係業務に關する役割分担の可能性等、積極的な連携を検討するよう努める。</p> <p>(2) 民間養子縁組あっせん法第3条第2項に規定されている日本国内における養子縁組の優先に関し、民間あっせん機関から連携協力を求められた場合は、管内において養親希望者を探すなど、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、協力すること。</p> <p>(3) 養親希望者に対する研修に関し、民間あっせん機関から要請があった場合には、研修に関するノウハウの提供（研修カリキュラムやテキスト、実習先の紹介等）等の協力を講ずるよう努める。</p> <p>(4) 民間養子縁組あっせん法第26条に規定されている養子縁組のあっせんを受けることができな養親希望者の要件に関し、民間あっせん機関から「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく照会を受けた場合は、個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報等、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(5) 養子縁組のあっせんの申込み又は同意に関し葛藤している実親から相談を受ける等により、児童相談所が子どもや家庭の状況を確認した結果、養子縁組のあっせんに係る子どもの保護が必要で</p>
<p>8. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん</p> <p>(1) 民間養子縁組あっせん法第4条の規定の趣旨を踏まえ、民間あっせん機関について、その果たす役割の大きさを認識し、日頃から養子縁組の在り方に関し意見交換を行うとともに、養子縁組関係業務に關する役割分担の可能性等、積極的な連携を検討するよう努める。</p> <p>(2) 民間養子縁組あっせん法第3条第2項に規定されている日本国内における養子縁組の優先に関し、民間あっせん機関から連携協力を求められた場合は、管内において養親希望者を探すなど、日本国内における養子縁組の可能性の模索に協力する。</p> <p>(3) 養親希望者に対する研修に関し、民間あっせん機関から要請があった場合には、研修に関するノウハウの提供（研修カリキュラムやテキスト、実習先の紹介等）等の協力を講ずるよう努める。</p> <p>(4) 民間養子縁組あっせん法第26条に規定されている養子縁組のあっせんを受けることができな養親希望者の要件に関し、民間あっせん機関から「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく照会を受けた場合は、個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報等、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(5) 養子縁組のあっせんの申込み又は同意に関し葛藤している実親から相談を受ける等により、児童相談所が子どもや家庭の状況を確認した結果、養子縁組のあっせんに係る子どもの保護が必要であると</p>	<p>9. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん</p> <p>(1) 民間養子縁組あっせん法第4条の規定の趣旨を踏まえ、民間あっせん機関について、その果たす役割の大きさを認識し、日頃から養子縁組の在り方に関し意見交換を行うとともに、養子縁組関係業務に關する役割分担の可能性等、積極的な連携を検討するよう努める。</p> <p>(2) 民間養子縁組あっせん法第3条第2項に規定されている日本国内における養子縁組の優先に関し、民間あっせん機関から連携協力を求められた場合は、管内において養親希望者を探すなど、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、協力すること。</p> <p>(3) 養親希望者に対する研修に関し、民間あっせん機関から要請があった場合には、研修に関するノウハウの提供（研修カリキュラムやテキスト、実習先の紹介等）等の協力を講ずるよう努める。</p> <p>(4) 民間養子縁組あっせん法第26条に規定されている養子縁組のあっせんを受けることができな養親希望者の要件に関し、民間あっせん機関から「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく照会を受けた場合は、個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報等、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(5) 養子縁組のあっせんの申込み又は同意に関し葛藤している実親から相談を受ける等により、児童相談所が子どもや家庭の状況を確認した結果、養子縁組のあっせんに係る子どもの保護が必要で</p>

<p>あると判断した場合には、一時保護により子どもの安全を確保する。その上で、実親が民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを希望し、かつ、当該民間あっせん機関があっせんする予定の養親希望者が子どもを適切に養育できることが児童相談所において確認できた場合には、一時保護を解除するとともに、民間あっせん機関と連携して、養子縁組に向けた実親への支援を行うこと。</p> <p>(6) 法第30条第1項に規定する同居児童の届出又は民間養子縁組あっせん法第32条第3項の規定による報告により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、市町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う。特に年齢が高い子どもの場合には、<u>新生児期の養子縁組とは異なる支援が必要であることに留意すること。</u></p>	<p>判断した場合には、一時保護により子どもの安全を確保する。その上で、実親が民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを希望し、かつ、当該民間あっせん機関があっせんする予定の養親希望者が子どもを適切に養育できることが児童相談所において確認できた場合には、一時保護を解除するとともに、民間あっせん機関と連携して、養子縁組に向けた実親への支援を行うこと。</p> <p>(6) 法第30条第1項に規定する同居児童の届出又は民間養子縁組あっせん法第32条第3項の規定による報告により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、市町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う。</p>
<p>(7) <u>民間あっせん機関から、実方の父母の失踪や縁組成立前養育の中止に伴う法第25条第1項の規定による通告を受けた場合や、児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けた場合には、第3章第2節5のとおりの管轄を決定した上で、子どもの状況を確認するとともに、子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>(7) <u>実親の失踪や縁組成立前養育の中止等に伴い、民間あっせん機関から法第25条第1項の規定による通告を受けた場合には、第3章第2節5のとおりの管轄を決定した上で、子どもの状況を確認するとともに、子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずる。</u></p>
<p>(8) <u>民間あっせん機関から子どもの実方の父母の同意撤回等により、特別養子適格の確認の審判への児童相談所長の関与に係る相談があった場合には、第3章第2節5のとおりの管轄を決定した上で、子どもの状況を確認するとともに、民間あっせん機関と連携して対応すること。このとき、実方の父母、養親希望者及び子どもに対し、審判の見通し等についての説明をどちらの機関がどのように行うか等について、民間あっせん機関と十分打ち合わせること。</u></p> <p>(9) <u>民間あっせん機関から、遠隔地の養親等に対する養子縁組成立後</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(8) <u>民間あっせん機関から、遠隔地の養親等に対する養子縁組成立後</u></p>

<p>の支援体制に関し、協力を求められた場合には、関係機関と連携を図りながら、<u>5</u>と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う。</p> <p>(10) 養子縁組あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る民間あっせん機関から、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第6条第1項の報告を受けた都道府県等は、当該民間あっせん機関が行っている養子縁組のあっせんの状況に加え、事業廃止後の子どもの安全確保や支援の体制について、実親の居住地を管轄する児童相談所又は養親希望者の居住地を管轄する児童相談所との調整状況等の確認を行う。また、第3章第2節5のとおり管轄を決定した上で、必要に応じて、子どもの保護や関係者への支援等の措置を講ずる。</p> <p>(11) 民間養子縁組あっせん法第19条第1項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関が他の民間あっせん機関に帳簿を引き継ぐ場合、引継ぎ先の民間あっせん機関に帳簿が適切に引き継がれたことの確認を行う。</p>	<p>の支援体制に関し、協力を求められた場合には、関係機関と連携を図りながら、<u>4</u>と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う。</p> <p>(9) 養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関から、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第6条第1項の報告を受けた都道府県等は、当該民間あっせん機関が行っている養子縁組のあっせんの状況に加え、事業廃止後の子どもの安全確保や支援の体制について、実親の居住地を管轄する児童相談所又は養親希望者の居住地を管轄する児童相談所との調整状況等の確認を行う。また、第3章第2節5のとおり管轄を決定した上で、必要に応じて、子どもの保護や関係者への支援等の措置を講ずる。</p> <p>(10) 民間養子縁組あっせん法第19条第1項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関が他の民間あっせん機関に帳簿を引き継ぐ場合、引継ぎ先の民間あっせん機関に帳簿が適切に引き継がれたことの確認を行う。</p>
<p>10. その他</p> <p>(1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）第21条（b）の規定により、子どもは、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができないう場合に限る、これに代わる子どもの監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。</p> <p>(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。</p> <p>① 民間養子縁組あっせん法</p> <p>② 平成29年政令第290号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」</p> <p>③ 平成29年厚生労働省令第125号「民間あっせん機関による養</p>	<p>9. その他</p> <p>(1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）第21条（b）の規定により、子どもは、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができないう場合に限る、これに代わる子どもの監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。</p> <p>(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。</p> <p>① 民間養子縁組あっせん法</p> <p>② 平成29年政令第290号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」</p> <p>③ 平成29年厚生労働省令第125号「民間あっせん機関による養子縁</p>

<p>子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」</p> <p>④ 平成 29 年厚生労働大臣告示第 341 号「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」</p> <p>⑤ 平成 29 年厚生労働大臣告示第 342 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準」</p> <p>⑥ 平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」</p> <p>⑦ 平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 1 号「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（削る）</p> <p>⑧ 昭和 23 年厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」</p> <p>⑨ 平成 14 年厚生労働省令第 116 号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>⑩ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号「里親制度の運営について」（削る）</p> <p>⑪ 平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」</p> <p>⑫ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>第 4 節～第 9 節（略）</p> <p>第 10 節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p>	<p>組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」</p> <p>④ 平成29年厚生労働大臣告示第341号「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」</p> <p>⑤ 平成29年厚生労働大臣告示第342号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準」</p> <p>⑥ 平成29年11月27日付け子発1127第4号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」</p> <p>⑦ 平成30年3月9日付け子家発0309第1号「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」</p> <p>⑧ 昭和62年11月18日付け雇児発第27号「<u>特別養子制度における家庭裁判所との協力について</u>」</p> <p>⑨ 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」</p> <p>⑩ 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>⑪ 平成14年9月5日付け雇児発第0905002号「里親制度の運営について」</p> <p>⑫ 平成14年9月5日付け雇児発第0905004号「<u>養子制度等の運用について</u>」</p> <p>⑬ 平成29年3月31日付け雇児発0331第44号「里親支援事業の実施について」</p> <p>⑭ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>第 4 節～第 9 節（略）</p> <p>第 10 節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p>	<p>子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」</p> <p>④ 平成 29 年厚生労働大臣告示第 341 号「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」</p> <p>⑤ 平成 29 年厚生労働大臣告示第 342 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準」</p> <p>⑥ 平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」</p> <p>⑦ 平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 1 号「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（削る）</p> <p>⑧ 昭和 23 年厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」</p> <p>⑨ 平成 14 年厚生労働省令第 116 号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>⑩ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号「里親制度の運営について」（削る）</p> <p>⑪ 平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」</p> <p>⑫ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>第 4 節～第 9 節（略）</p> <p>第 10 節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p>	<p>組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」</p> <p>④ 平成29年厚生労働大臣告示第341号「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」</p> <p>⑤ 平成29年厚生労働大臣告示第342号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準」</p> <p>⑥ 平成29年11月27日付け子発1127第4号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」</p> <p>⑦ 平成30年3月9日付け子家発0309第1号「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」</p> <p>⑧ 昭和62年11月18日付け雇児発第27号「<u>特別養子制度における家庭裁判所との協力について</u>」</p> <p>⑨ 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」</p> <p>⑩ 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>⑪ 平成14年9月5日付け雇児発第0905002号「里親制度の運営について」</p> <p>⑫ 平成14年9月5日付け雇児発第0905004号「<u>養子制度等の運用について</u>」</p> <p>⑬ 平成29年3月31日付け雇児発0331第44号「里親支援事業の実施について」</p> <p>⑭ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>第 4 節～第 9 節（略）</p> <p>第 10 節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p>
---	---	---	---

<p>1. 法第 28 条の規定に基づく承認に関する審判の申立て (1)～(3) (略) (4) 家庭裁判所への承認の申立て ア 承認の位置付け この承認(措置の期間の更新に際しての承認を含む。)は家事事件 手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第 234 条から第 238 条までに基つき手続を行う。</p> <p>イ・ウ (略) (5)～(9) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1. 法第 28 条の規定に基づく承認に関する審判の申立て (1)～(3) (略) (4) 家庭裁判所への承認の申立て ア 承認の位置付け この承認(措置の期間の更新に際しての承認を含む。)は家事事 件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法 第 234 条から第 238 条まで(第 236 条第 3 項、第 237 条第 2 項及 び第 238 条第 2 項を除く。)に基つき手続を行う。</p> <p>イ・ウ (略) (5)～(9) (略)</p> <p>2. (略)</p>
	<p>3. 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の承認の申立て及び養 親候補者が申し立てた特別養子適格の承認の審判事件の手続への 参加</p> <p>(1) 児童相談所長による特別養子適格の承認の申立ての趣旨 特別養子縁組については、民法第 817 条の 7 において、その成立要 件として、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當で あることその他特別の事情がある場合であることが規定されている ことから、特別養子適格の審判等に当たっては、申立人の側で、 実方の父母による当該養子となる者の養育状況についての立証を求 められることがある。また、この審判に当たっては、家庭裁判所は養 子となるべき者の実方の父母の陳述を聴かなければならず、実方の父 母は審判に参加することができることとされていることから、申立人 が手続において実方の父母と対立しなければならぬ場合があるこ とや、実方の父母に住所等の情報を知られることとなる場合がある。 また、養親候補者が申立てを行うに当たっては、実方の父母による養</p>

育状況についての資料を有していないことからその立証が困難であること、実方の父母との対立や実方の父母に住所等を知られることが精神的に大きな負担になりうること等の課題がある。そのため、実方の父母が特別養子縁組に同意しない場合等、必要がある場合には、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行い、実方の父母と対峙しながら実方の父母による養育状況を主張立証することとを検討する必要がある。ただし、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判においては、特定の養親候補者を前提とせず、養子となるべき者について、養親としての適格性を有する者一般との間における特別養子の適格性の確認を求めることになる。なお、子どものお出生の日から2か月を経過する日まで及び子どもが18歳に達した日以後は、家庭裁判所は特別養子適格の確認の審判等をすることができないことに留意する必要がある。特に、年齢が高い子どもについて児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てを行う場合には、18歳に達するまでに審判を確定させるとともに、それに続く特別養子縁組の成立の審判を確定させることができるよう、充分に時間的な余裕を持って申立てを行うこと。

児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の確定後は、養親候補者は6か月以内に特別養子縁組の成立の申立てを行う必要があることから、速やかに申立てを行うよう、養親候補者を指導すること。また、養親候補者は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の確定の旨等を特別養子縁組の成立の申立書に記載するなどする必要があることから、養親候補者に対し、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件の係属裁判所や審判事件の表示、確定した場合はその旨等につき、速やかに教示し、申立書への記載か裁判所への届出をするよう促すこと（特別養子縁組の成立の審判事件の係属する裁判所を把握している場合には、当該裁判所に対し、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立て

	<p>についての審判の確定について情報提供すること。)。</p> <p>なお、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の承認の申立てを行う時点において当該子どもと特別養子縁組を行うことを希望する養親候補者が存在しない場合でも当該申立ては行うことができるが、特別養子縁組の成立の審判は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の承認の審判が確定してから6か月以内に養親候補者によって申立てが行われなければならないことから、速やかに里親や養子縁組希望者等の適当な者の中から養親候補者の選定を行うべきであることに留意する必要がある。なお、養親候補者の選定等を行っている間に6か月を超過したものの、引き続き特別養子縁組を行うことが適当と判断する場合には、再度児童相談所長の申立てによる特別養子適格の承認の申立てを行う必要がある。</p>
	<p>(2) 家庭裁判所への児童相談所長の申立てによる特別養子適格の承認の申立て</p> <p>ア 確認の申立ての位置付け</p> <p>児童相談所長の申立てによる特別養子適格の承認の申立ては、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条、第235条及び第239条並びに第236条第3項、第237条第2項、第238条第2項及び第239条第2項で準用する第164条の2(第1項から第4項まで、第7項及び第14項を除く。)に基づき手続を行う。</p> <p>イ 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内</p> <p>家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。</p> <p>申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内(手続についての一般的な説明案内)を利用する。</p> <p>また、参考となる情報として子どもの状況(居所、連絡先、面接</p>

可能な場所、心身の状況、申立てについての認識等)、実方の父母や現に子どもを監護している者の状況(申立てについての認識、連絡方法等)のほか、今後心配される事項、今後の児童相談所の関与の予定等を整理しておくことが望ましい。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので(家事事件手続法第9条第1項ただし書)、子どもの住所地在を管轄する家庭裁判所に特別養子適格の確認の審判を申し立てることについて、子どもの居所等が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めるとも検討する。

ウ 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

(ア) 申立書

家事事件手続法第49条並びに家事事件手続規則第37条第1項及び第93条の2第1項に基づき、申立書に申立ての趣旨及び子どもの実方の父母の縁組同意の有無等を記載するほか、申立ての理由として申立ての動機、経緯、養子となる者の出生の状況、生活歴、心身の状況及び縁組についての意向等を記載する。このとき、子どもとの特別養子縁組を希望する特定の養親希望者が存在する場合であっても、当該者の個人情報について記載する必要はないことに留意すること。また、子どもが既に当該養親希望者の住所地に居住している場合に、その住所地在を子どもの実方の父母が知ることにより差し支えがある場合には、申立書における養子となる者の住所の記載方法等について、当該審判を管轄する家庭裁判所に

	<p>確認すること。詳細については、別添 18（様式例）を参考とされたい。</p> <p>(4) <u>証拠書類</u> 家事事件手続規則第 37 条第 2 項に基づき、申立書とともに証拠書類を提出する。証拠書類としては申立ての趣旨に応じて、次のものを添付するほか、申立ての理由等を明らかにするために必要なものを添付することが考えられる。なお、証拠の標目、作成者、作成日時、立証趣旨等を簡潔に記載した証拠説明書を作成して家庭裁判所に提出することが有益である。具体的な書式等については疑義が生じた場合は、各家庭裁判所に確認すること。</p> <p>① <u>子どもの状況（一時保護中の生活状況等を含む。）</u>、<u>実方の父母の監護態度等の問題点（虐待、飲酒、健康状態等）</u>及び<u>児童相談所との関わりについて、児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの</u></p> <p>② <u>子どもを施設等で預かった以降に、実方の父母と連絡がとれず面会等が行われなかったことを明らかにする、実方の父母との連絡状況等について経過記録から必要部分を抜粋してまとめたもの</u></p> <p>③ <u>虐待等がある場合にはその状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料、子どもの身体的発育（低身長、低体重）、知能、情緒面について児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの</u></p> <p>④ <u>子どもの身体的発育等や虐待等に関する医師の診断書（必要に応じてカルテ、レントゲン写真等）、意見書等</u></p> <p>⑤ <u>援助指針（援助方針）</u></p> <p>(7) <u>添付書類</u> ① <u>子どもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</u> ② <u>子どもの実父母の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</u></p>
--	--

	<p>③ 児童相談所長の在職証明書の写し</p> <p>④ 委任状（手続代理人がいる場合）</p> <p>⑤ 申立てに係る報告書（別添 19（様式例）参照）</p> <p>(エ) 申立書等の提出に当たったの留意事項</p> <p>家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなげならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる（家事事件手続法第 47 条）。子どもの実方の父母又は養親候補者等に利害関係参加が認められると、実方の父母又は養親候補者等が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合に、家庭裁判所は、家事事件手続法第 47 条第 4 項の不許可事由がない限り許可することになる。</p>
	<p>このため、子どもの実方の父母又は養親候補者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ関係記録を整理する必要がある。具体的には、申立書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、経過を報告する資料として既存の資料をそのまま提出するのではなく、審理に必要な情報のみを抽出した経過報告書を作成すること、閲覧謄写されるべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）等により対応することが考えられる。</p> <p>また、子どもの実方の父母等に閲覧謄写されるべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、提出する書面の全部又は一部の非開示を希望するとして、「非開示の希望に関する申出書」を提出するとともに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第 47 条第 4 項のうちいずれに該当するかを記載することとなっている。もともと、非開示を希望した場合であっても、家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断</p>

し、閲覧を許可するかを決めるのはあくまで家庭裁判所であるため、なお閲覧謄写がなされる可能性がある点に注意を要する。

エ 家庭裁判所における審理

家庭裁判所は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をする場合には、次の(7)から(エ)までに掲げる者の陳述を聴くこととされている。なお、養子となるべき者の実方の父母の同意がないにもかかわらず審判をする場合には、その者の陳述の聴取は審問の期日においてしなければならぬこととされている。(家事事件手続法第 239 条第 2 項において準用する同法第 164 条の 2 第 5 項)

(7) 養子となるべき者（15 歳以上の者に限る。）

(イ) 養子となるべき者の実方の父母

(ウ) 養子となるべき者に対し親権を行う者（(イ)に掲げる者を除く。）

(エ) (イ)に掲げる者に対し親権を行う者及び(イ)に掲げる者の後

見入

オ 実方の父母の同意の撤回制限

児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件の審判手続においてされた特別養子縁組の成立に係る養子となる者の実方の父母の同意は、次の(7)及び(イ)のいずれにも該当する場合には、撤回することができないこととされている。ただし、その同意をした日から 2 週間を経過する日までは、この限りでない。(家事事件手続法第 236 条第 2 項において準用する同法第 164 条の 2 第 5 項)

(7) 養子となるべき者の出生の日から 2 か月を経過した後にされたものであること。

- (4) 次のいずれかに該当するものであること。
- ① 家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること。
 - ② 審問の期日においてされたものであること。

カ 審判の告知

家庭裁判所が児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をした場合には、申立人、利害関係参加人、養子となるべき者及びその実方の父母に加え、エ(ウ)及びエ(エ)に掲げる者に告知されるが、養子となるべき者については、その者の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しないこととされている。そのため、実方の父母による虐待の態様や実方の父母が養子となるべき者を監護することのできない事情等、養子となるべき者に伝えることで当該子どもの福祉を害するおそれがある情報が審判書に記載されることと予想される場合等、審判を告知することがその者の利益を害することとなると判断される場合には、審判手続においてその旨を家庭裁判所に対して書面等により主張しておく必要がある。

キ 即時抗告

審判の結果に不服がある場合には、申立てを認容する審判に対しては養子となるべき者及びエ(イ)からエ(エ)に掲げる者が、申立てを却下する審判に対しては申立人である児童相談所長が、即時抗告をすることができ。即時抗告は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（2以上ある場合には、当該日のうち最も遅い日）から2週間以内に行わなければならない（家事事件手続法第238条第2項において準用する第164条の2第12項及び第13項）。当該期間内に即時抗告が行われなかった場合には、審判が確定すること

となる。

(3) 養親候補者が申し立てた特別養子適格の確認の審判事件の手続への参加の趣旨

特別養子適格の確認の審判を申し立てることを検討している段階では子どもの実方の父母が協力的であったことから、養親候補者が自ら特別養子適格の確認の審判を申し立てた場合であっても、途中で実方の父母の気が変わったために、審判手続中に養親候補者が子どもの方の父母と対立し、実方の父母による養育状況等を自ら主張立証しなければならぬこととなった場合等には、児童相談所長の協力が必須となる。そのため、養親候補者が申し立てた特別養子適格の確認の審判事件の手続についても、児童福祉法第33条の6の3第1項に基づき児童相談所長が参加し、参加人としての立場で実方の父母による養育状況を主張立証することができることとされている。このとき、児童相談所長は家事事件手続法第42条第7項に規定する利害関係参加人とみなされるので、審判の手続に関与して自ら主張し、裁判資料を提出するなどの手続行為を行うことができるが、申立ての取下げ及び変更、審判に対する不服申立ての取下げ、裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを行うことはできない。

児童相談所が参加人として手続に参加することが適当と判断する場合には、当該審判を管轄している家庭裁判所に対して参加申出書(別添20(様式例)参照)を提出すること。

4. 未成年後見人選任・解任の請求(略)

第11節 (略)

3. 未成年後見人選任・解任の請求(略)

第11節 (略)

<p>第8章 各種機関との連携 第1節～第10節 (略)</p> <p>第11節 家庭裁判所との関係 1. 家庭裁判所の位置付け (1) (略)</p> <p>(2) 家庭裁判所は、法第27条第1項第4号又は第27条の3により送致を受けた場合、法第28条により施設入所等の措置の承認を求められた場合、法第33条第5項により引き続き一時保護の承認を求められた場合、法第33条の6の2第1項により児童相談所長の申立てによる特別養子適格の承認の申立てがあつた場合、法第33条の7等により子どもの親権者の親権喪失等の審判を行つて保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12節～第21節</p> <p>第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類 第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 必要書類 (1) 児童記録票及びその他子どもに関連した書類は、それぞれの子どものごとに一括してファイルに収録し「児童記録票綴」とする。また、一時保護を行った子どもについては、一時保護児童票を作成し一時保護を行った子どもの内容について必要な事項を記入し、児童記録票綴にファイルする。</p>	<p>第8章 各種機関との連携 第1節～第10節 (略)</p> <p>第11節 家庭裁判所との関係 1. 家庭裁判所の位置付け (1) (略)</p> <p>(2) 家庭裁判所は、法第27条第1項第4号又は第27条の3により送致を受けた場合、法第28条により施設入所等の措置の承認を求められた場合、法第33条第5項により引き続き一時保護の承認を求められた場合、法第33条の7等により子どもの親権者の親権喪失等の審判を行つて保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12節～第21節</p> <p>第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類 第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 必要書類 (1) 児童記録票及びその他子どもに関連した書類は、それぞれの子どものごとに一括してファイルに収録し「児童記録票綴」とする。また、一時保護を行った子どもについては、一時保護児童票を作成し一時保護を行った子どもの内容について必要な事項を記入し、児童記録票綴にファイルする。</p>
--	--

<p>(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。</p> <p>① 誓約書</p> <p>② 措置決定通知書（保護者用、関係機関用）（別添 5）</p> <p>③ 措置解除、停止、変更、延長決定通知書（保護者用、関係機関用）</p> <p>④ 一時保護決定通知書（保護者用）、同解除通知書（保護者用）</p> <p>⑤ 委託一時保護決定通知書（保護者用、関係機関用）、同解除通知書（保護者用）</p> <p>⑥ 関係機関に対する協力依頼書</p> <p>⑦ 家庭裁判所への送致書（法第 27 条第 1 項第 4 号、第 27 条の 3）（別添 12）</p> <p>⑧ 家庭裁判所、警察等通告児童の援助結果通知書</p> <p>⑨ 警察から送致のあった児童に関する援助結果通知書（新設）</p>	<p>(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。</p> <p>① 誓約書</p> <p>② 措置決定通知書（保護者用、関係機関用）（別添 5）</p> <p>③ 措置解除、停止、変更、延長決定通知書（保護者用、関係機関用）</p> <p>④ 一時保護決定通知書（保護者用）、同解除通知書（保護者用）</p> <p>⑤ 委託一時保護決定通知書（保護者用、関係機関用）、同解除通知書（保護者用）</p> <p>⑥ 関係機関に対する協力依頼書</p> <p>⑦ 家庭裁判所への送致書（法第 27 条第 1 項第 4 号、第 27 条の 3）（別添 12）</p> <p>⑧ 家庭裁判所、警察等通告児童の援助結果通知書</p> <p>⑨ 警察から送致のあった児童に関する援助結果通知書</p> <p>⑩ 家庭裁判所への申立書等（法第 28 条、第 33 条第 5 項、第 33 条の 6 の 2 第 1 項、第 33 条の 7、第 33 条の 8、第 33 条の 9）（別添 14、15、16、18、19 及び 20）</p> <p>⑪ 家庭裁判所調査嘱託回答書</p> <p>⑫ 同意書</p> <p>⑬ 判定意見書、証明書</p> <p>⑭ 1 歳 6 か月児、3 歳児精密健康診査受診票</p> <p>⑮ 出頭要求告知書（別添 1 及び 3）</p> <p>⑯ 告発状（別添 2）</p> <p>⑰ 臨検・搜索許可状請求書（別添 4）</p> <p>⑱ 面会・通信制限決定通知書（別添 7 及び 8）</p> <p>⑲ 面会・通信制限解除決定通知書（別添 9）</p> <p>⑳ 接近禁止命令書（別添 10）</p>
<p>⑩ 家庭裁判所調査嘱託回答書</p> <p>⑪ 同意書</p> <p>⑫ 判定意見書、証明書</p> <p>⑬ 1 歳 6 か月児、3 歳児精密健康診査受診票</p> <p>⑭ 出頭要求告知書（別添 1 及び 3）</p> <p>⑮ 告発状（別添 2）</p> <p>⑯ 臨検・搜索許可状請求書（別添 4）</p> <p>⑰ 面会・通信制限決定通知書（別添 7 及び 8）</p> <p>⑱ 面会・通信制限解除決定通知書（別添 9）</p> <p>⑲ 接近禁止命令書（別添 10）</p>	<p>⑩ 家庭裁判所調査嘱託回答書</p> <p>⑪ 同意書</p> <p>⑫ 判定意見書、証明書</p> <p>⑬ 1 歳 6 か月児、3 歳児精密健康診査受診票</p> <p>⑭ 出頭要求告知書（別添 1 及び 3）</p> <p>⑮ 告発状（別添 2）</p> <p>⑯ 臨検・搜索許可状請求書（別添 4）</p> <p>⑰ 面会・通信制限決定通知書（別添 7 及び 8）</p> <p>⑱ 面会・通信制限解除決定通知書（別添 9）</p> <p>⑲ 接近禁止命令書（別添 10）</p>

<p>表一 5 【別紙 1 参照】</p> <p>別添 1 ～17 (略)</p> <p>別添 18 【別紙 2 参照】</p> <p>別添 19 【別紙 3 参照】</p> <p>別添 20 【別紙 4 参照】</p> <p>(参考 1) 児童福祉司任用前講習会到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標 (Specific Behavioral Objectives [SB0s]) ></p> <p>1. 知識 (略)</p> <p>・児童福祉法第 28 条に基づく措置、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の<u>確認の申立て</u>、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる</p> <p>・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる</p> <p>・民法における親権の理念及びその制限に関して述べる</p> <p>・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる</p> <p>・社会的養護 (養子縁組・特別養子縁組を含む) の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる (略)</p>	<p>表一 5 (新設)</p> <p>別添 1 ～17 (略)</p> <p>別添 18 (新設)</p> <p>別添 19 (新設)</p> <p>別添 20 (新設)</p> <p>(参考 1) 児童福祉司任用前講習会到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標 (Specific Behavioral Objectives [SB0s]) ></p> <p>1. 知識 (略)</p> <p>・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる</p> <p>・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる</p> <p>・民法における親権の理念及びその制限に関して述べる</p> <p>・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる</p> <p>・社会的養護 (養子縁組・特別養子縁組を含む) の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる (略)</p>
---	---

<p>2. (略)</p> <p>(参考2) 児童福祉司任用後研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第28条に基づく措置、<u>児童相談所長の申立て</u>による特別養子適格の<u>確認の申立て</u>、<u>親権停止・喪失の申立て</u>など、<u>家庭裁判所への申立て</u>について理解し、説明することができる ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる ・社会的養護(養子縁組・特別養子縁組を含む)の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる <p>2・3 (略)</p> <p>(参考3) 児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>(参考2) 児童福祉司任用後研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる ・社会的養護(養子縁組・特別養子縁組を含む)の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる <p>2・3 (略)</p> <p>(参考3) 児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p>
<p>2. (略)</p> <p>(参考2) 児童福祉司任用後研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる ・社会的養護(養子縁組・特別養子縁組を含む)の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる <p>2・3 (略)</p> <p>(参考3) 児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>(参考2) 児童福祉司任用後研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる ・社会的養護(養子縁組・特別養子縁組を含む)の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる <p>2・3 (略)</p> <p>(参考3) 児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標 (略)</p> <p><個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])></p> <p>1. 知識 (略)</p>

<p>・児童福祉法第 28 条に基づく措置、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立て、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについての確に指導することができる</p> <p>・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスマス及びその背景について解説することができる</p> <p>・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる</p> <p>・家族機能の評価の方法を指導することができる</p> <p>・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>・児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについての確に指導することができる</p> <p>・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスマス及びその背景について解説することができる</p> <p>・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる</p> <p>・家族機能の評価の方法を指導することができる</p> <p>・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

表一5

特別養子縁組のあっせん手続における子どもの年齢ごとの留意点

別紙1

斜字体は試験養育に踏み切れない事例へ対応する場合に特に留意すべき点

子どもに関する状況		実親の態度	ケースワーク全般に関する留意点	養親候補者との愛着形成に関する留意点
子どもの年齢	申立を検討する時の養育の場所			
従前より対象であった年齢	0～5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面会や交流が極めて少なく、働きかけても変容がない（没交渉）。 ・ 養育の見込みがないにもかかわらず、特別養子縁組に同意しない、同意がたびたび変わる、意思を示さないなど。 	<p>施設からの措置変更を検討する場合、子どもにとって実親との関係がどのような意味を持つのかという観点から、援助計画作成へ向けたアセスメントを行う。具体的には、児相その他の関係機関の支援者から働きかけたことに対する実親の態度およびその変容の状況を評価し、長期間変容しない場合は、特別養子縁組を優先的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組の援助方針に対し実親が同意しない場合や意向が不明である場合には、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立てや手続への参加によって、必要以上に手続が遅れることがないよう留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等において子どもが生活している場合には、特定の大人と関係性を構築できず、生活の様子を観察するなどによって評価する。また、施設等の意見も参考にする。 ・ 特別養子縁組を行うことを想定して養育する里親の下で子どもが生活している場合には、養親候補者に対する子どもの愛着形成の状況について、心理診断に加え、生活の様子を里親から丁寧に聞き取ることで養育の様子を観察することなどによって評価する。 ・ 子どもに対して、特別養子縁組を行うことと及びその結果生じることについて、子どもの年齢や発達状況に応じて丁寧に説明し、意思を確認することを通して、子ども自身の希望を評価する。
	6～9歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組を行うことを想定して養育する里親 ・ 医療機関 ・ 親族など上記以外 		
新たに対象となった年齢	10～14歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、子どもが、実親との関係や養親との関係、自身のアイデンティティの問題をどのように感じているかについて、面接等で確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組の成立へ向けた取組の前後における子どもの生活状況や他者との関係性に関するアセスメントに留意する。 	

	15歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組を行うことを想定して養育する里親。 ・15歳以前から引き続き養育されていること、かつ、15歳直前に里親委託されたことにより、申立までの熟慮期間が短かったなどやむを得ない事由により申立てができなかったことを要件とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・面会・交流が極めて少なく、働きかけでも変容がない（没交渉）。 ・養育の見込みがないにもかかわらず、特別養子縁組に同意しない、同意がたびたび変わる、意思を示さないなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、特別養子縁組を行ったことについて、思い迷うことが考えられる。そのため、子どもが実親に対する感情面や養親との関係性を構築できているかどうかを確認し、必要な場合には適時適切に相談・支援に応じられるよう体制を整えておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと里親との関係性について、心理診断に加え、生活の様子を子どもと里親それぞれから丁寧に聴き取るなどにより評価する。 ・子どもが特別養子縁組を行うことに同意していることが必要である。
--	-------	--	---	---	--

別添18 (様式例)

受付印 予納郵便切手 円	児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認申立書	準口頭
	関連事件番号 令和 年(家)第 号	

家庭裁判所 御中 令和 年 月 日	申立人 (手続代理人など) の記名押印	印
-----------------------------	---------------------------	---

添 付 資 料
(同じ書類は1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 養子となる者の戸籍謄本 (全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 養子となる者の実父母の戸籍謄本 (全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書 (写し) <input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書 <input type="checkbox"/>

当 事 者 及 び 関 係 者
別紙「当事者及び関係者目録」記載のとおり

申 立 て の 趣 旨
養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、特別養子適格の確認の審判を求める

申 立 て の 理 由 (申 立 て の 動 機 ・ 事 情 等)
別紙「申立ての理由」記載のとおり

縁 組 同 意 の 有 無 等			
養子となる者の父 (実父)	1 有	2 無	(同意を得られない/不要とする事情)
養子となる者の母 (実母)	1 有	2 無	(同意を得られない/不要とする事情)

(注) 太枠の中だけ記入してください。

(別紙)

当事者及び関係者目録		
申立人	住所 連絡先	〒 - 電話 ()
	氏名	
手続代理人	住所 連絡先	〒 - 電話 ()
	氏名	
養子となる者	住所	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ 氏名	平成 令和 年 月 日生 (歳)
養子となる者の父 (実父)	住所	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ 氏名	昭和 平成 年 月 日生 (歳)
養子となる者の母 (実母)	住所	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ 氏名	昭和 平成 年 月 日生 (歳)
※1 〔 〕	住所	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ 氏名	昭和 平成 年 月 日生 (歳)
※1 〔 〕	住所	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ 氏名	昭和 平成 年 月 日生 (歳)

※1 養子となる者に実父母のほか養父母がある場合には、それぞれについて、養子となる者に未成年後見人、父母以外で親権を行う者（父母が未成年であるときのその父母又は未成年後見人、審判前の保全処分によって選任された親権者又は未成年後見人の職務代行者、児童福祉法第47条第1項又は第2項の児童福祉施設の長等）又は監護者がある場合には、これらの者（監護者について記載することに差し支えがある場合を除く。）について、かつこ内に養子となる者との関係を特定した上、所要事項を記入してください。
(2)

申立てに係る報告書

令和 ○年 ○月 ○日
○○児童相談所長
○○ ○○ 私印

申立ての概要

指導援助の状況

養子縁組についての意思確認の状況

別添20（様式例）

令和 年（家口）第 号 特別養子適格の確認の審判事件
申立人ら ○ ○ ○ ○ 外1名
養子となる者 ○ ○ ○ ○

参加申出書

令和 年 月 日

○○家庭裁判所 御 中

参加申出人

（住 所）〒 —

（氏 名） _____ 児童相談所長 _____ 印

参加の趣旨及び理由

頭書事件について、参加申出人は、児童福祉法第33条の6の3に基づき、本件
手続に参加する。

添付資料

児童相談所長の在職証明書（写し）

民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針の一部を改正する件（案）（特別養子制度の見直しを踏まえた現時点の改正案）

○厚生労働省告示第 号

民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十四号）の施行に伴い、及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）第三十七条の規定に基づき、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成二十九年厚生労働省告示第三百四十一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用することとしたので、同条の規定に基づき告示する。

令和二年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 基本的な考え方 一〇四 (略)</p> <p>五 特別養子制度に係る留意点 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組(以下「特別養子縁組」という。)については、令和元年の民法の改正において、養子となる者の年齢の上限が原則として十五歳未満、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに民法第八百七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは十八歳未満に引き上げられるとともに、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第六百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認の審判(以下「特別養子適格の確認の審判」という。)を新設する等の改正が行われた。ただし、養子となる者の年齢の上限の引上げにかかわらず、児童の最善の利益を図る観点から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに特別養子縁組に係る家庭裁判所への申立てが行われる必要があることに留意する必要がある。また、特別養子縁組成立後も含め、児童の年齢や発達段階に応じて、適切な支援を行うとともに、児童相談所等の関係機関と必要な連携を図る必要がある。</p> <p>第二 児童の父母等に対する相談・支援 (略)</p> <p>一 児童の父母等による養育の可能性の模索 また、これと並行して、当該児童の発達段階、当該児童が児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八</p>	<p>第一 基本的な考え方 一〇四 (略) (新設)</p> <p>第二 児童の父母等に対する相談・支援 (略)</p> <p>一 児童の父母等による養育の可能性の模索 また、これと並行して、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をとるなど、当該児童及びその父母等</p>

十二号) 第二条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。) を受けた事実の有無、児童の父母等の生活状況等を考慮し、必要に応じ、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をとるなど、当該児童及びその父母等に対し、適切な支援が提供されるようにするための措置を講ずること。

二 養子縁組のあっせんを希望する場合の児童の父母等の同意

- (一) (略)
(二) (略)
(削る)

(三) (略)

三 同意に係る禁止行為

法第二十七条第十二項の規定に基づき、同条の規定による同意をした者は、養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでもその同意を撤回することができることとされている。これを踏まえ、児童の父母等の熟慮や法第二十七条の規定による同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものであること。

(一) 期限までに法第二十七条の規定による同意が無ければ養子縁組のあっせんを行わないこととして児童の父母等に当該期限までに早急に同意するよう求めること。

(二) 児童の父母等に対し法第二十七条の規定による同意の撤回を禁止すること。

(三) 児童の父母等による法第二十七条の規定による同意の撤回を困難にすることを目的として、その撤回に当たり追加の費用を求めたり、心理的な圧迫を加えたりすること。

第三 (略)

第四 養子縁組希望者による児童の養育等

一 三 (略)

に対し、適切な支援が提供されるようにするための措置を講ずること。

二 養子縁組のあっせんを希望する場合の児童の父母等の同意

- (一) (略)
(二) (略)
(三) (略)

児童の父母等が児童を残して失踪した場合等、児童が要保護児童に当たる可能性がある場合には、児童福祉法第二十五条第一項の規定に基づき、児童相談所等に通告すること。

(四) (略)

三 同意に係る禁止行為

これまでの判例によれば、児童の父母等は、原則として養子縁組の成立の審判が確定するまで養子縁組の同意を撤回することができるとされており、児童の父母等の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものであること。

(一) 期限までに同意が無ければ養子縁組のあっせんを行わないこととして児童の父母等に当該期限までに早急に同意するよう求めること。

(二) 児童の父母等に対し養子縁組の同意の撤回を禁止すること。

(三) 児童の父母等による養子縁組の同意の撤回を困難にすることを目的として、同意の撤回に当たり追加の費用を求めたり、心理的な圧迫を加えたりすること。

第三 (略)

第四 養子縁組希望者による児童の養育等

一 三 (略)

四 縁組成立前養育における支援

(略)

また、支援を行っても、養親希望者と児童との関係が良好でない、児童の父母等が法第二十七条第七項の規定による同意を撤回した等のために縁組成立前養育が中止された場合には、養親希望者と児童の双方に対して丁寧なケアを行わなければならない。さらに、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をするなどの必要な対応を採らなければならない。

第五・第六 (略)

第七 業務の適正な運営のための体制等

一 業務体制

(一) (略)

(二) 関係機関との連携

児童の最善の利益を図る観点から、法第四条の規定に基づき、民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんについて、他の民間あっせん機関や児童相談所と連携及び協力するよう努めなければならない。特に、児童の父母等が児童を残して失踪した場合、児童が児童虐待を受けたと思われる場合等、当該児童が要保護児童又は児童虐待を受けたと思われる児童に当たる可能性がある場合には、児童福祉法第二十五条第一項又は児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定に基づき、これを児童相談所等に通告しなければならない。

(三)

(略)

二・三 (略)

四 縁組成立前養育における支援

(略)

また、支援を行っても、養親希望者と児童との関係が良好でない等のために縁組成立前養育が中止された場合には、養親希望者と児童の双方に対して丁寧なケアを行わなければならない。さらに、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をするなどの必要な対応を採らなければならない。

第五・第六 (略)

第七 業務の適正な運営のための体制等

一 業務体制

(一) (略)

(二) 関係機関との連携

児童の最善の利益を図る観点から、法第四条の規定に基づき、民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんについて、他の民間あっせん機関や児童相談所と連携及び協力するよう努めなければならない。

(三)

(略)

二・三 (略)

○ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）（平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正（案）

※ 以下は、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 34 号）による特別養子制度の見直しを踏まえた現時点の改正案である。
（下線部分は改正部分）

改正後		現行	
第 1 (略)		第 1 (略)	
第 2 概要		第 2 概要	
I 総則		I 総則	
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力（法第 4 条）	民間あっせん機関並びに他の民間あっせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資すること等により相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。	4 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力（法第 4 条）	民間あっせん機関並びに他の民間あっせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資すること等により相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。
	具体的には、児童相談所については、養子縁組のあっせんの必要性があると認める要保護児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）について民間あっせん機関にあっては、民間あっせん機関が養親希望者に対して行う研修に <u>関し</u> ノウハウを提供すること（研修カリキュラムやテキスト、実習先の紹介等）などが求められること。また、民間あっせん機関については、養子縁組のあっせんの申込みがあった児童について、 <u>児童の父母等が児童を残して失踪した場合、児童が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）を受けたと思われる場合等、当該児童が要保護児童又は児童虐待を受けたと思われる児童に当たたる可能性がある場合には、児童福祉法第 25 条第 1 項又は児童</u>		具体的には、児童相談所については、養子縁組のあっせんの必要性があると認める要保護児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）について民間あっせん機関にあっては、民間あっせん機関が養親希望者に対して行う研修に <u>関し</u> ノウハウを提供すること（研修カリキュラムやテキスト、実習先の紹介等）などが求められること。また、民間あっせん機関については、養子縁組のあっせんの申込みがあった児童について、 <u>保護措置が必要な場合に児童相談所に通告することなどが</u> 求められること。
			<u>また、法第 4 条の規定の対象ではないが、地方公共団体の福祉部局や保健所等の関係機関についても、児童の最善の利益に資する観点から、広く相互に連携・協力を図ることが求められること。</u>

<p>児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、これを児童相談所等に通告することが求められること。</p> <p>また、年齢が高い児童について養子縁組のあっせんを行う場合には、<u>新生児期の養子縁組とは異なる支援助が必要であることから、必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携・協力を図ること。</u></p> <p>さらに、<u>法第4条の規定の対象ではないが、地方公共団体の福祉部局や保健所等の関係機関についても、児童の最善の利益に資する観点から、広く相互に連携・協力を図ることが求められること。</u></p>	<p>5 (略)</p> <p>II 民間あっせん機関の許可等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 許可の欠格事由 (法第8条) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成11年法律第52号) その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者</p> <p>なお、「国民の福祉に関する法律」は次に掲げるものとすること。(令第1条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) ・ 社会福祉法 ・ 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) ・ 介護保険法 (平成9年法律第123号) ・ 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号)
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。） ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号） ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。） ⑤ 児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者 なお、その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者は、例えば、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 22 章（同法第 184 条を除く。）の罪を犯した者その他これらに準ずる行為をした者が該当するものであること。 <p>⑥～⑧（略）</p> <p>4～17（略）</p> <p>III 養子縁組のあっせんに係る業務</p> <p>1 相談支援（法第 23 条）（略）</p> <p>(1) 児童の父母等による養育の可能性の模索（指針第 2 の 1） 養子縁組は、児童の父母等が自ら養育することの可能性や養子縁組を行うことによる当該児童の利益等について十分熟慮した上で決定されることが必要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。） ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号） ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。） ⑤ 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者 なお、その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者は、例えば、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 22 章（同法第 184 条を除く。）の罪を犯した者その他これらに準ずる行為をした者が該当するものであること。 <p>⑥～⑧（略）</p> <p>4～17（略）</p> <p>III 養子縁組のあっせんに係る業務</p> <p>1 相談支援（法第 23 条）（略）</p> <p>(1) 児童の父母等による養育の可能性の模索（指針第 2 の 1） 養子縁組は、児童の父母等が自ら養育することの可能性や養子縁組を行うことによる当該児童の利益等について十分熟慮した上で決定されることが必要であること。</p>
---	---

<p>このため、児童の父母等が養子縁組に関し意思決定を行う前に、児童の父母等に対して、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための児童相談所、福祉事務所等による公的な支援を受けながら自ら養育することができるとり得る可能性や、自ら養育しない場合に児童の里親委託等の選択肢をとり得る可能性について説明を行うこと。</p> <p>また、これと並行して、当該児童の発達段階、<u>当該児童が児童虐待を受けた事実の有無、児童の父母等の生活状況等を考慮し、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をとるなど、当該児童及びその父母等に対し、適切な支援が提供されるようにする</u>ための措置を講ずること。特に、<u>年齢が高い児童の場合には、新生児期の養子縁組とは異なる支援が必要であることに留意すること</u>。</p> <p>なお、児童の父母等の支援に当たっては、子育て世代包括支援センターや女性健康センター等の関係機関の相談支援において、特定妊婦に同行するなど、出生前の児童の父母等も含め、必要な措置を講ずること。</p> <p>児童の父母等が自ら育てる意思を固めた場合には、当該児童の父母等及びその親族の状況や収入等の養育環境を確認し、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関へ連絡するなどの必要な対応を採ること。児童の父母等が養子縁組のあっせんを希望する意思を固めた場合においても、当該児童の父母等に対し、適切な支援が提供されるよう、同様の措置を講ずること。</p> <p>児童の父母等が養子縁組のあっせんに同意するか否かについて考える時間と環境が与えられることは重要であり、児童の出生後に同意を得ることを原則とする5の趣旨に鑑み、生まれた児童とその児童の父母等との交流を禁止してはならないこと。なお、児童とその児童の父母等との交流に際し、児童に危害が加えられる可能性がある等の場合には、当該児童が要保護児童に該当するものとして、児童福祉法第25条第1項の規定に基づき、管轄の児童相談所に通告すること。</p>	<p>このため、児童の父母等が養子縁組に関し意思決定を行う前に、児童の父母等に対して、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための児童相談所、福祉事務所等による公的な支援を受けながら自ら養育することができるとり得る可能性や、自ら養育しない場合に児童の里親委託等の選択肢をとり得る可能性について説明を行うこと。</p> <p>また、これと並行して、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をとるなど、当該児童及びその父母等に対し、適切な支援が提供されるようにするための措置を講ずること。なお、児童の父母等の支援に当たっては、子育て世代包括支援センターや女性健康センター等の関係機関の相談支援において、特定妊婦に同行するなど、出生前の児童の父母等も含め、必要な措置を講ずること。</p> <p>児童の父母等が自ら育てる意思を固めた場合には、当該児童の父母等及びその親族の状況や収入等の養育環境を確認し、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関へ連絡するなどの必要な対応を採ること。児童の父母等が養子縁組のあっせんを希望する意思を固めた場合においても、当該児童の父母等に対し、適切な支援が提供されるよう、同様の措置を講ずること。</p> <p>児童の父母等が養子縁組のあっせんに同意するか否かについて考える時間と環境が与えられることは重要であり、児童の出生後に同意を得ることを原則とする5の趣旨に鑑み、生まれた児童とその児童の父母等との交流を禁止してはならないこと。なお、児童とその児童の父母等との交流に際し、児童に危害が加えられる可能性がある等の場合には、当該児童が要保護児童に該当するものとして、児童福祉法第25条第1項の規定に基づき、管轄の児童相談所に通告すること。</p>
--	--

<p>社法第 25 条第 1 項の規定に基づき、管轄の児童相談所に通告すること。</p> <p>(2) 縁組成立前養育における支援（指針第 4 の 4） 養親希望者による養育が開始された後は、養親希望者と児童の関係は日々の生活の中で、様々な状況に直面することとなるため、民間あつせん機関は養親希望者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認し、養親希望者の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と連携しながら、必要に応じて相談援助を行わなければならないこと。</p> <p>児童の最善の利益の観点から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、<u>特別養子制度における養子となる者の年齢の上限の引上げに関わらず、速やかに養子縁組に係る家庭裁判所への申立てが行えるよう、養親希望者に対して、必要な支援を行わなければならないこと。</u></p> <p><u>特に、児童が一定の年齢に達している場合に特別養子縁組に対する当該児童の意思を確認する際には、次に掲げる事項について留意する必要があることから、これを踏まえて養親希望者に対して適切な助言を行うこと。</u></p> <p><u>①現在の状況や特別養子縁組の法的効果（児童の実方の父母やその親族、兄弟との法律上の親族関係が終了すること、養親との離縁が原則的に禁止されていること等）、今後の見通しについて、本人が適切に理解できるように丁寧に説明する必要があること。</u></p> <p><u>②児童が既に同居している者との特別養子縁組を検討している場合には、児童が自由に意見を述べることができるよう、その者が同席しない場で説明・意思確認を行う等の配慮を検討すること。</u></p> <p><u>このとき、児童に対して自らが実親ではないこと等について告知</u></p>	<p>(2) 縁組成立前養育における支援（指針第 4 の 4） 養親希望者による養育が開始された後は、養親希望者と児童の関係は日々の生活の中で、様々な状況に直面することとなるため、民間あつせん機関は養親希望者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認し、養親希望者の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と連携しながら、必要に応じて相談援助を行わなければならないこと。</p> <p>児童の最善の利益の観点から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに養子縁組に係る家庭裁判所への申立てが行えるよう、養親希望者に対して、必要な支援を行わなければならないこと。</p> <p>また、支援を行っても、養親希望者と児童との関係が良好でない等のために養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育（以下「縁組成立前養育」という。）が中止された場合には、養親希望者と児童の双方に対して丁寧なケアを行わなければならないこと。さらに、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をするなどの必要な対応を採らなければならないこと。</p>
---	--

<p>がされていない場合には、<u>養親希望者にその告知の重要性を伝えるとともに必要な支援を行うこと。特に、児童が15歳以上である場合には、特別養子縁組の成立には当該児童の同意が要件となることから、その同意の前提として告知がされていることが必要となることを養親候補者に説明すること。</u></p> <p>また、支援を行っても、養親希望者と児童との関係が良好でない児童の父母等が法第27条第7項の規定による同意を撤回した等のために養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育（以下「縁組成立前養育」という。）が中止された場合には、養親希望者と児童の双方に対して丁寧なケアを行わなければならないこと。さらに、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をするなどの必要な対応を採らなければならないこと。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 養子縁組のあつせんを受けることができ<u>ない</u>養親希望者（法第26条）</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者 なお、その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者は、例えば刑法第22章（第184条を除く。）の罪を犯した者その他これらに準ずる行為をした者が該当するものであること。</p> <p>④・⑤ (略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 養子縁組のあつせんを受けることができ<u>ない</u>養親希望者（法第26条）</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者 なお、その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者は、例えば刑法第22章（第184条を除く。）の罪を犯した者その他これらに準ずる行為をした者が該当するものであること。</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 養子縁組のあつせんを受けることができ<u>ない</u>養親希望者（法第26条）</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者 なお、その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者は、例えば刑法第22章（第184条を除く。）の罪を犯した者その他これらに準ずる行為をした者が該当するものであること。</p> <p>④・⑤ (略)</p>

<p>5 児童の父母等の同意 (法第 27 条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。(法第 27 条第 1 項から第 3 項まで)</p>	<p>5 児童の父母等の同意 (法第 27 条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。(法第 27 条第 1 項から第 3 項まで) <u>ただし、特別養子縁組の成立に係る民法第 817 条の 6 に規定する父母の同意については、特別養子適格の確認の審判において、養子となるべき者の出生の日から 2 月を経過した後に、家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたもの又は審問の期日においてされたものであり、その同意をした日から 2 週間を経過した場合には、撤回することができない(以下「民法上の同意の撤回制限」という。)こととされているが、この場合であっても、児童の父母から養親希望者の選定を行うことについての同意を得ることは必要であるから、丁寧に説明するなどして理解を得るよう</u>にすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。(法第 27 条第 4 項から第 6 項まで) <u>ただし、児童の父母について民法上の同意の撤回制限がかかっている場合であっても、児童の父母から養親希望者と児童が面会することについての同意を得ることは必要であるから、丁寧に説明するなどして理解を得るよう</u>にすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 民間あっせん機関は養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育</p>
<p>5 児童の父母等の同意 (法第 27 条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。(法第 27 条第 1 項から第 3 項まで)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。(法第 27 条第 4 項から第 6 項まで)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 民間あっせん機関は養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養</p>	<p>5 児童の父母等の同意 (法第 27 条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。(法第 27 条第 1 項から第 3 項まで) <u>ただし、特別養子縁組の成立に係る民法第 817 条の 6 に規定する父母の同意については、特別養子適格の確認の審判において、養子となるべき者の出生の日から 2 月を経過した後に、家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたもの又は審問の期日においてされたものであり、その同意をした日から 2 週間を経過した場合には、撤回することができない(以下「民法上の同意の撤回制限」という。)こととされているが、この場合であっても、児童の父母から養親希望者の選定を行うことについての同意を得ることは必要であるから、丁寧に説明するなどして理解を得るよう</u>にすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。(法第 27 条第 4 項から第 6 項まで) <u>ただし、児童の父母について民法上の同意の撤回制限がかかっている場合であっても、児童の父母から養親希望者と児童が面会することについての同意を得ることは必要であるから、丁寧に説明するなどして理解を得るよう</u>にすること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 民間あっせん機関は養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育</p>

<p>に先立ち、これを行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。（法第 27 条第 7 項から第 9 項まで）<u>ただし、児童の父母について民法上の同意の撤回制限がかかっている場合であっても、児童の父母から縁組成立前養育を行うことについての同意を得ることは必要であるから、丁寧に説明するなどして理解を得るよう</u>にすること。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>(7) (2)から(4)までは、民間あっせん機関が、(2)から(4)までにより同意を得なければならぬこととされている者から、(2)から(4)までの同意を同時に得ることを妨げるものではないこと。（法第 27 条第 11 項）</p> <p>なお、児童の父母等の同意は、あっせんの各段階において、その都度得ることを原則とするが、事前の相談時における児童の父母等の発言等から、将来的に連絡が取れなくなり、同意を得ることが困難になる可能性が高い場合には、この(7)により、事前に同意を得ておくことも認められること。併せて、児童の父母等が児童を残して失踪した場合等、当該児童が要保護児童に当たるとする可能性がある場合には、児童福祉法第 25 条第 1 項の規定に基づき、児童相談所等に通告すること。（指針第 7 の 1）</p> <p>また、縁組成立前養育の開始後に児童の父母等が同意を撤回した場合には、児童の心身への影響が大きいため、民間あっせん機関は、この(7)により一括同意を得た場合等、事前に児童の父母等から縁組成立前養育を行うことについての同意を得ている場合であっても、縁組成立前養育に先立ち、改めて縁組成立前養育への同意について児童の父母等に確認するよう努めること。（指針第 2 の 2）</p>	<p>育に先立ち、これを行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げる者から同意を得なければならぬこと。（法第 27 条第 7 項から第 9 項まで）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>(7) (2)から(4)までは、民間あっせん機関が、(2)から(4)までにより同意を得なければならぬこととされている者から、(2)から(4)までの同意を同時に得ることを妨げるものではないこと。（法第 27 条第 11 項）</p> <p>なお、児童の父母等の同意は、あっせんの各段階において、その都度得ることを原則とするが、事前の相談時における児童の父母等の発言等から、将来的に連絡が取れなくなり、同意を得ることが困難になる可能性が高い場合には、この(7)により、事前に同意を得ておくことも認められること。併せて、児童の父母等が児童を残して失踪した場合等、当該児童が要保護児童に当たるとする可能性がある場合には、児童福祉法第 25 条第 1 項の規定に基づき、児童相談所等に通告すること。（指針第 2 の 2）</p> <p>また、縁組成立前養育の開始後に児童の父母等が同意を撤回した場合には、児童の心身への影響が大きいため、民間あっせん機関は、この(7)により一括同意を得た場合等、事前に児童の父母等から縁組成立前養育を行うことについての同意を得ている場合であっても、縁組成立前養育に先立ち、改めて縁組成立前養育を行うことへの同意について児童の父母等に確認するよう努めること。（指針第 2 の 2）</p>
--	--

<p>(8) (2)から(4)までの同意をした者は、養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、その同意を撤回することができること。(法第27条第12項)</p> <p>なお、児童の父母等の同意の撤回は、トラブルを防止する観点から、書面により行わなければならないこと。(規則第13条第2項)</p> <p>(9) <u>これまでの判例によれば、児童の父母等は、原則として養子縁組の成立の審判が確定するまで養子縁組の同意を撤回することができるととされており、民間あっせん機関は、児童の父母等の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものであること。(指針第2の3)</u></p>	<p>(8) (2)から(4)までの同意をした者は、養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、その同意を撤回することができること。(法第27条第12項)</p> <p>なお、児童の父母等の同意の撤回は、トラブルを防止する観点から、書面により行わなければならないこと。(規則第13条第2項)</p> <p>(9) 民間あっせん機関は、児童の父母等の熟慮や(2)から(4)までの同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものがあること。ただし、児童の父母について民法上の同意の撤回制限がかかっている場合であっても、児童の父母の熟慮や(2)から(4)までの同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものであること。ただし、児童の父母について民法上の同意の撤回制限がかかっている場合であっても、<u>児童の父母の熟慮や(2)から(4)までの同意の撤回を妨げる行為として次に掲げる行為をしてはならないものであること。(指針第2の3)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 期限までに同意が無ければ養子縁組のあっせんを行わないこととして児童の父母等に当該期限までに早急に同意するよう求めること。 児童の父母等に対し<u>養子縁組の同意の撤回を禁止</u>すること。 児童の父母等による<u>養子縁組の同意の撤回を困難</u>にすることを目的として、<u>同意の撤回</u>に当たり追加の費用を求めたり、心理的な圧迫を加えたりすること。 なお、経済的に困窮している児童の父母等が同意の撤回を希望する場合には、費用の負担が当該同意の撤回の妨げとならないよう、特に配慮すべきであり、民間あっせん機関は、公的支援につなげるなど適切なソーシャルワークを行うとともに、手数料の徴収についても柔軟に対応することが望ましいこと。児童の父母等 	<ul style="list-style-type: none"> 期限までに同意が無ければ養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、その同意を撤回することができること。(法第27条第12項) 児童の父母等による(2)から(4)までの同意の撤回を困難にすることを目的として、その撤回に当たり追加の費用を求めたり、心理的な圧迫を加えたりすること。 なお、経済的に困窮している児童の父母等が(2)から(4)までの同意の撤回を希望する場合には、費用の負担が当該同意の撤回の妨げとならないよう、特に配慮すべきであり、民間あっせん機関は、公的支援につなげるなど適切なソーシャルワークを行うとともに、手数料の徴収についても柔軟に対応することが望ましいこと。児童の父
---	---	--	--

<p>母等が(2)から(4)までの同意の撤回を希望する場合には、手数料の支払いを児童の引き渡 いを児童の引き渡しの条件とするようには厳に慎むこと。</p> <p>6～14 (略)</p> <p>IV (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>が同意の撤回を希望する場合には、手数料の支払いを児童の引き渡 しの条件とするようには厳に慎むこと。</p> <p>6～14 (略)</p> <p>IV (略)</p> <p>第3 (略)</p>
---	--

児童相談所と警察の連携について ～令和元年・児童福祉法等改正後の状況～

児童福祉法等の改正

- 児童虐待防止法の改正
第5条 学校、児童福祉施設、病院、**都道府県警察**、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、**警察官**、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
→ 令和2年4月1日施行

法改正後の状況

1. 児童相談所への警察OB等の配置の強化

- 令和2年度予算案において以下の対応
 - ・ 安全確認体制強化事業の補助基準額の増額 13,851千円／児相（3人分） → 15,006千円（3人分）
 - ・ **警察OBを配置する場合の増額** → **20,008千円（4人分）**
 - ・ 直近の児童相談所における警察官等の配置状況：平成31年4月1日現在 148か所（全体：215か所）、**68.8%**
警察官 44名、警察OB 216名
- 令和2年度に**児童相談所における警察官等の配置状況等についてフォローアップ調査を実施。**

2. 市町村要保護児童対策地域協議会（要対協）への警察の参画強化（100%達成を目標）

- 要対協に警察署等が**100%参画**するよう速やかに調整を行うことを全国に通知
（「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月1日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知））
 - ・ 直近の参画状況：令和元年12月19日現在 1,729市町村（全体：1,736市町村）
※残りの7市町村についても、速やかに警察に要対協の構成員に入ってもらおうよう調整中。
- 令和2年度に**フォローアップ調査を実施。**

3. 警察との連携状況に関する調査及び好事例の収集・周知

- 知事部局・市町村・児童相談所・都道府県警察に対して悉皆調査を実施し、連携状況について把握する。
- 主な調査事項：情報共有の範囲・方法、児童相談所と警察の合同研修の内容・頻度、援助要請の具体例等
- 児童相談所等と警察の先進的な連携状況について、自治体にヒアリングを実施。
→ 本年度中に結果を取りまとめ、令和2年度に**好事例を横展開。**

4. 警察への援助要請基準の明確化の検討

○ 現行の基準（「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より抜粋）
児童相談所は、子どもの安全確認や一時保護、立入調査、臨検・捜索を行う場合において、これらをより実効的に
行うため、警察に援助を求めることができることと定められている。また、この援助要請は、子どもの安全確認及び安全
確保に万全を期する観点から、必要に応じて迅速かつ適切に求めなければならないとされている（児童虐待防止法第
10条）。

援助要請は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときに行うことができる。ここでいう「必要がある」と
認めるときとは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けおそれがある場合、現に子どもが
虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官
の援助を必要とする場合をいう。

児童相談所は、このような援助要請が必要な場合には、警察と事前協議した上で援助を要請し、緊密に連携して一
時保護や立入調査等を実施しなければならない。

➡ 前記3の調査研究で行ったヒアリング事例等を通じて、警察への援助要請基準のさらなる明確化を検討。

警察との連携強化に係る取組事例

1 情報共有に関する取組事例(埼玉県)

県警との連携強化により適切な対応につなげる



県と県警との連携 1 ～協働体制～

(1) 児童相談所への現職警察官、警察官OBの配置

<現職警察官の配置：平成26年度～>

- ・ 警部級1名を常勤配置（本庁児童福祉主管課兼中央児童相談所）
 - ・ 平成26年度から配置を開始
 - ・ 県と県警との連携等に係る業務を担う（情報共有の取組、重大事案に係る連絡調整等）
- <警察OBの配置：平成23年度～>
- ・ 順次配置が所及び人数を拡充 ⇒ 現在、各児童相談所2名を非常勤配置（計14名）
 - ・ 保護者が児童福祉司の家庭訪問に抵抗を示す際の同行訪問や非行事案の面接など、現場での業務支援や管内警察署との連携を支援する役割を担う

(2) 警察との合同訓練等の実施

- ・ 児童虐待通告や、触法少年についての通告や相談に関する日常的な連携
- ・ 各児童相談所単位で管内警察署との連絡会議を定期的開催し、緊急時における連絡体制の確認等を相互に実施
- ・ 警察学校の模擬家屋を使用した臨検捜索訓練の合同実施（平成25年度～）
- ・ 警察官に対する研修に児童相談所職員を講師として派遣（児童虐待の現状や児童相談所業務等）
- ・ 児童相談所における研修への警察官が参加（協同面接に関する面接技法）



県と県警との連携 2 ～情報の共有①～

県と県警が情報を共有することで適切な対応につなげる

H29年6月 情報共有等に関する協定を締結(県、さいたま市、県警)

※ 児童相談所運営指針の改正等を踏まえ、順次改訂



警察と随時情報共有

(1) 警察からの照会等

- ・ 警察は、児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、児童相談所に対し、過去の取扱い状況を照会
- ・ 児童の身体に何らかの外傷が認められる事案等について通告する場合は、児童相談所職員による児童の安全の直接確認を求める
- ・ 児童相談所は、警察からの照会に対し、保有する関係記録等を確認して回答

(2) 情報共有

- ① 児童相談所から警察に対する情報提供
 - ・ 児童に負傷又は性的虐待若しくは著しい発育の遅れがあると考えられる事案
 - ・ 警察から通告を受けた全ての事案の措置状況
 - ・ 警察から児童の安全の直接確認を求められた場合の結果 等
- ② 警察から児童相談所に対する情報提供
 - ・ 児童相談所から提供を受けた情報に係る児童を取り扱った場合、その取扱い結果 等



県と県警との連携 3 ～情報の共有②～

さらなる連携強化に向けた県と県警との情報共有

↑ H30年8月～
虐待情報の全件共有開始

適切な対応につながった事例

＜事例 1＞

姉弟(10歳、5歳)を警察官が
夜間に保護。
共有情報を確認したところ過去の
被虐待歴が判明し、一時保護へ。

＜事例 2＞

親に叩かれている子供がいるとの
通報により、警察官が出動。
親がしつくと主張したが、共有情報
を確認したところ過去の被虐待歴が
判明し、一時保護へ。

【共有の状況】

- ・共有する情報
- ・更新の頻度
- ・共有方法

児童の氏名、住所、虐待の種類
月1回
児童相談所が通告のあった虐待事案を入力
警察署は警察本部に電話確認の上、情報確認

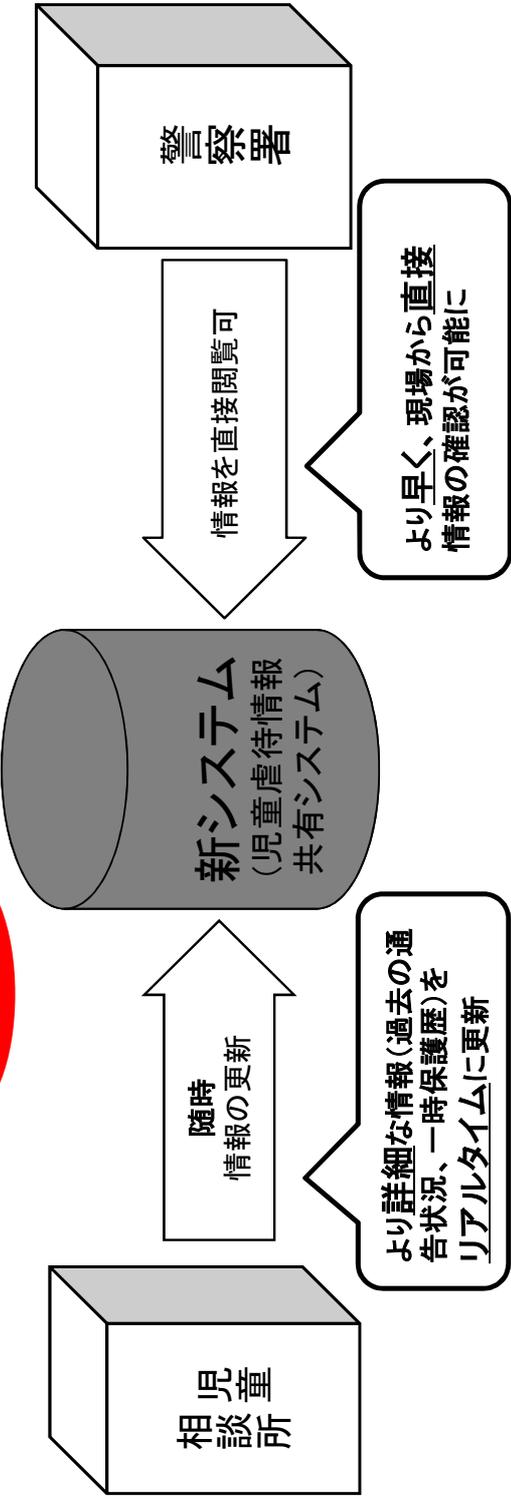
県と県警との連携 4 ～新システムによる情報共有～



新システムの概要

全国初

R2年1月27日から本格稼働



↑ 児童相談所と警察署のきめ細かな連携により、悲惨な事件を防止し、子供の命を守る

2 合同研修に関する取組事例(千葉県)

◇ 児童相談所・警察・女性サポートセンターによる立入調査及び臨検・捜索の模擬演習

【概要】

児童虐待事案への対応強化及び関係機関の連携強化のため、立入調査、臨検・捜索の技術向上等を図る研修を実施。

○ 演習

虐待のおそれがあり、児童相談所などが家庭訪問を行っても保護者が応じず子どもの安全確認ができない時に、警察に援助要請を実施の上、児童相談所が強制的に安全確保を行う立入調査や臨検・捜索の場面を想定し、また、立入調査等により母がDV被害を受けていることが判明した場合には女性サポートセンターに受け入れ要請するなど、それぞれの機関が現実の役割に沿って対応するロールプレイ形式の演習を実施。

○ 講義

- ・ 「臨検・捜索に際する裁判所提出書類等の作成について」(千葉県児童家庭課)
臨検・捜索を実施するために裁判所に提出する書類の作成方法についての講義を実施。
- ・ 「児童虐待部門とDV対応部門の連携について」(千葉県総合企画部男女共同参画課)
DV対応機関が実施するDV対応の制度、根拠となる法律等についての講義を実施。

【参加者】 ○ 1回目 50名(県児童相談所職員19名、千葉市児童相談所職員4名、警察職員21名、女性サポートセンター職員6名)

○ 2回目 65名(県児童相談所職員21名、警察職員30名、女性サポートセンター職員4名、中核市職員10名)

【特長】 児童相談所・警察だけでなく、DV対応機関(女性サポートセンター)の職員も参加していること。

【実施結果】 ○ 児童虐待対応に係る関係機関と合同で研修を実施したことで、互いの理解が深まり、今後のスムーズな連携の基盤となった。

○ 児童相談所・警察・女性サポートセンターそれぞれの機関の職員が、立入調査等の実施を体験することができ、対応能力の向上に繋がった。

○ 関係機関の役割を学び、児童虐待対応の現場においてそれぞれの機関が担う役割、動きについて理解できた。



合同研修の実施状況

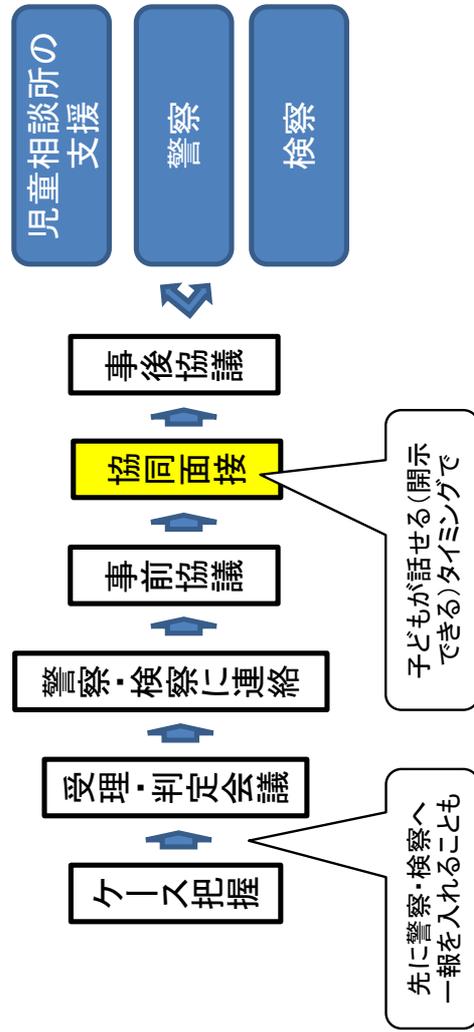
児童相談所における協同面接に関する取組事例(横浜市)

横浜市の取組

- 平成19年度より司法面接の考え方を導入し、各種研修に参加するとともに、平成24年度から27年度までは横浜市主催で司法面接研修を実施(現在はChild First®プロトコル研修に参加)。また、平成25年度に「横浜市児童相談所性的虐待対応ガイドライン」を策定し、国からの通知を踏まえ随時改訂するとともに、職員向けの研修を実施し、内容を周知している。
- 横浜市内の児童相談所正規職員206名(社会福祉職・心理職・医療職で、一時保護所の職員を除いた数)のうち、司法面接研修受講者は、全体の約34%(71名)。毎年一定数の職員を面接者として養成する一方で、面接経験に偏りが生じている。(4回以上の者が23%いる一方、0回の者も36%)

【協同面接の対象ケース(児童相談所が把握した場合)】

- 性的虐待が疑われるケース
- 虐待の種類を問わず、事件化が見込まれるケース
- 第三者からの性被害、児童間での性加害被害
- 児童相談所での協同面接の必要があると判断したケース



協同面接実施状況(2019年4～11月末速報値)

	実施件数
身体的虐待	27
性的虐待	19
性被害 ※きょうだい間、児童間、第三者から	17
被害の目撃	5
その他	3
計	71

※警察が協同面接を提案したケースを含む

【課題】

- ① 準備にかかる日数
- ◆ 虐待・被害の把握から事前協議まで平均で約21日(最短でも4日)
 - ◆ 事前協議から面接まで平均約9日(5日以内に面接実施は40%未満)
- ⇒日程調整に時間がかかることで、一時保護期間が長くなり、子どもに負担がかかっている。
- ② 面接当日のやりとりについて
- ◆ 捜査機関から子どもへの質問
 - ・どうして『やめて』って言わなかったのか
 - ・家族(虐待者)が捕まっほしいか(処罰感情)
 - ・お母さん(虐待者)のこと好きか、嫌いか
- ⇒児童相談所として…
- 家庭内で虐待等を受ける状況での子どもは心理面を捜査機関にきちんと説明し、子どもが必要以上にダメージを受けることがないように、面接の仕方にも言及することが必要。
- ⇒三機関ともに…
- 虐待等を受けている子どもがおかれた状況について、共通の理解が持てるようになると良い。
- ③ 面接後の捜査機関の動きについて
- ◆ 捜査の進捗が見えない
 - ◆ 捜査機関と児童相談所の考える時間軸に違いがある
- 一時保護中の子ども
- 虐待・被害を受けた心や身体へのダメージ、開示後の環境の変化(一時保護など)＋見通しのない不安を抱えている。

【現在の取組】

- 平成31年4月、中央児童相談所に弁護士(常勤)配置
他3か所は、月4日勤務の契約
- ◆ 子どもに対して
 - ・代理人弁護士をつける目的や意味について説明
 - ・捜査機関の動きについて、「法律の専門家」の視点で説明
 - ・子ども自身が持つ権利について説明(加害者を訴えることもできる)
 - ◆ 捜査機関に対して
 - ・児童相談所職員として事前協議・協同面接にスタッフとして参加
 - ・事後協議で、捜査の動き方や罪名について共有ができる
- ※ 捜査の進捗は、子どもの代理人弁護士と児童相談所で、捜査機関に問い合わせをしている。

◆ 子どもの代弁者となるのは児童相談所

⇒一番の理解者として、子どものおかれた状況についてどのように捜査機関に伝えるか。共通理解を持つてもらおう。

⇒捜査機関にも、子どもの見通しの見えない不安を知ってもらおう

- ◆ 連携する機関、捜査の動きを知る努力をする
- これらを含め、もっとスムーズに協同面接が行われる仕組みづくりを目指す

雇児総発 0309 第 2 号
平成 24 年 3 月 9 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないいわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、これまで親権喪失宣告の申立て等により対応していたが、本年 4 月 1 日に施行される「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）により、親権の停止制度が新設されたことなどに伴い、対応方法に変更が生じることから、下記のとおり改正法施行後における考え方や必要な手続等を整理したので、その内容をご了知いただくとともに、管内の児童相談所並びに市町村及び関係団体等に周知を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 3 月 31 日雇児総発第 0331004 号本職通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」は廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 本通知の対象となる事例

保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例であって、医療機関が医療行為を行うに当たり親権者等による同意を必要とするものの、親権者等の同意が得られないため、医療行為を行うことができない場合が対象となる。

なお、児童に必要とされる精神科医療を受けさせないことにより、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例についても対象に含まれる。

2 児童相談所長及び施設長等の監護措置

児童相談所長は、一時保護中の児童について、親権を行う者又は未成年後見

人（以下「親権者等」という。）のあるものであっても、監護に関しその児童の福祉のため必要な措置をとることができる（児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項）。

また、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親（以下「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童等について、親権者等のあるものであってもこれらの措置をとることができる（同法第 47 条第 3 項）。

児童相談所長又は施設長等（以下「児童相談所長等」という。）は、保護者が児童に必要とされる医療を受けさせない事案の場合も含め、これらの規定に基づく監護措置として児童に必要とされる医療を受けさせることができる。

しかしながら、児童に重大な影響がある医療行為を行うに当たり、上記の監護措置の権限においても、親権者等の同意がない場合や親権者等が反対しているため、医療機関が医療行為の実施を手控え、結果として児童の監護に支障が生じる場合がある。このような場合には、事例に応じ、3 に掲げる各措置をとることで、児童に必要な医療を受けさせることができる。

3 対応方法

(1) 親権停止の審判による未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等による措置

改正法により、新たに親権停止制度が設けられ、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に家庭裁判所が 2 年以内の期間を定め、親権を停止することができることとなった（民法第 834 条の 2）。

また、親権喪失の原因がある場合でも、2 年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、親権喪失の審判をすることができないとされた（同法第 834 条ただし書）。

このため、従来、親権喪失制度により対応していた医療ネグレクトの事案には、原則として親権停止の審判により対応することとなる。具体的には、児童相談所長が家庭裁判所に親権停止の審判を請求し、審判の確定により親権が停止した後、未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意することにより、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

なお、当該医療ネグレクト以外にも児童への虐待行為が認められるなど、親権喪失の原因が 2 年以内に消滅する見込みのない場合には、当初から親権喪失審判を請求することもできるが、要件がより厳格となることに留意されたい。

一方、親権停止の要件は、従来の親権喪失とは異なることから、これまで親権喪失の要件を満たさなかった事案についても、家庭裁判所の判断により親権停止の対象となり得るため、親権者が児童に必要とされる医療を受けさせない場合には、必要に応じ親権停止審判の請求を検討されたい。

また、同意入所等（施設入所等の措置であって、児童福祉法第 28 条の規定によるものを除く。）による措置児童について親権停止審判を請求する場合には、親権者が入所等への同意を撤回したときには、児童相談所長は、当該措置の解除及び一時保護をした上で対応することとなる。

- (2) (1)の親権停止審判の請求を本案とする保全処分（親権者の職務執行停止・職務代行者選任）による職務代行者又は親権を代行する児童相談所長等による措置

児童相談所長が親権停止の審判を請求した場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の職務執行を停止し、更に必要に応じて職務代行者を選任する審判前の保全処分を申し立てることができる（家事審判規則第 74 条）。家庭裁判所は、申立てにより、子の利益のため必要があるときは、親権者の職務の執行を停止し、また必要に応じて、その職務代行者を選任する。

職務代行者が選任された場合には職務代行者が、職務代行者がない場合には親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

- (3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときに親権者等の意に反しても行うことができる旨の規定に基づく児童相談所長等による措置

改正法により、児童相談所長等による監護措置については、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができる旨が明確化された（児童福祉法第 33 条の 2 第 4 項、同法第 47 条第 5 項）。

よって、生命・身体に危険が生じている緊急事態であるにもかかわらず親権者等による医療行為への同意を得られない場合（緊急に親権者等の意向を把握できない場合を含む。）には、この規定を根拠として児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

4 方法の選択

(1) 選択順位

いずれの対応方法を選択するかは、医療行為を行う緊急性の程度により判断することが原則となる。具体的には、医療行為が行われなかった場合の生命・身体への影響の重大性を前提として、医療の観点からの時間的な緊急性のみならず、各手続に要する日数等の時間的余裕などの諸事情も考慮に入れ、時間的な観点から緊急の程度を個別事案ごとに判断する必要がある。

その結果、緊急性が極めて高く、親権停止審判及び保全処分の手続では時間的に間に合わないと判断される場合には、3 (3)の措置をとる。他方、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられるため対応が急がれるものの

親権停止審判及び保全処分の手続によっても時間的に間に合う場合には3(1)及び3(2)の措置をとる。保全処分によらず、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には3(1)のみの措置をとる。

ただし、3(1)及び3(2)の措置や3(1)のみの措置をとった場合であっても、保全処分の決定又は親権停止審判の確定がなされる前に、児童の状態が急変するなどにより生命・身体 of 安全確保のために緊急に医療行為が必要になったときにはためらうことなく3(3)の措置により対応する。

また、3(3)の措置をとった上で引き続き継続的に医療行為が必要な場合にも3(1)及び3(2)の措置をとる。

(2) 選択上の留意事項

これらの判断に当たっては、客観性を担保する観点から、時間的な余裕があれば可能な限り都道府県児童福祉審議会の意見や主治医以外の医師の意見の聴取等を行うことが望ましいが、対応に遅れが生じないように留意する必要がある。

また、日頃から家庭裁判所との間で、この種の事案を家庭裁判所に請求するに当たっての留意点、審判手続上の問題点、調査及び審理に関する留意点等について協議するとともに、家庭裁判所における円滑な審理に資するように、適時適切な審判請求等を行うことが必要である。

なお、親権停止審判又は保全処分の手続に要する日数は、事案により異なることから、一概にはいえないが、上記の日頃からの家庭裁判所との協議の中で一般的に手続に要する期間についての情報を得ておくことが考えられる。

上記の手続の選択に当たっては、児童相談所において個別の事案の実情を十分に考慮し、児童の生命・身体 of 安全確保を第一に考え、適切に対応されたい。

(3) 精神保健福祉法との関係

精神疾患の対象事例について、精神科病院への入院を要する場合には、任意入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第22条の3）によることが考えられるが、これによることができない場合には、医療保護入院（精神保健福祉法第33条）によることが考えられる。

医療保護入院を行う場合には、親権者等の同意が要件とされていることから3(3)の措置によることはできないため、緊急性が高い場合には3(1)及び3(2)の措置により対応し、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には3(1)のみの措置をとることとなる。

ただし、当該児童に自傷他害のおそれがある場合には、任意入院や医療保護入院ではなく、措置入院（同法第29条）により対応する。措置入院の解除

後も引き続き入院が必要な場合には、改めて入院形態ごとに必要な手続をとる。

5 対応別の具体的手続等

(1) 親権停止審判による場合

ア 請求手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について親権停止審判を請求する場合の留意事項は次のとおりである。親権停止審判の請求に係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ア) 申立書の留意事項

申立書には、申立ての実情として疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には、児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響を及ぼすに至っている具体的な実情を記載して、親権者本人の親権の行使が困難又は不相当であり、児童の利益を害することを明らかにする。

(イ) 添付書類の留意事項

医師の意見書（別紙様式例参照）のほか、疾患や治療方法などの内容を明確にするために医学書等の写し等を添付する必要がある。申立て先の家庭裁判所から指示があった場合には適切に対応する。

イ 審判確定後の対応

親権停止期間中は当該児童には親権者がいないこととなることから、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人がその権限において医療行為に同意することにより対応することが原則である。ただし、親権停止後、未成年後見人があるに至るまでの間に必要な場合は、当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ア) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長（児童福祉法第 47 条第 1 項）

(イ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第 47 条第 2 項）

(ウ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 2 第 1 項）

(エ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 8 第 2 項）

(2) 親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分による場合

ア 申立手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について保全処分を申し立てる場合の留意事項は次のとおりである。保全処分の申立てに係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ア) 申立書の留意事項

a 本案認容の蓋然性

本案が認容される蓋然性が高い旨の説明として、疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には本案と同様である。

b 保全の必要性

児童に医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、親権者が児童に必要とされる医療を受けさせず、一方で、本案の審判確定を待つ時間的余裕もない旨など、保全処分の必要がある旨を端的に記載する。

(イ) 添付書類の留意事項

添付資料については、親権停止の審判の申立ての場合と同様である。

なお、本案認容の蓋然性及び保全の必要性については疎明（一応確からしいと認められること）することが求められる。

イ 処分決定後の対応

保全処分の決定により職務代行者が選任されたときには職務代行者が、また、職務代行者の選任がないときには当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ア) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長（児童福祉法第 47 条第 1 項）

(イ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第 47 条第 2 項）

(ウ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 2 第 1 項）

(エ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 8 第 2 項）

(3) 児童の生命・身体 of 安全確保のため緊急の必要があると認めるときの児童相談所長等の措置による場合

ア 一時保護中における児童相談所長の同意

一時保護中の児童については、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

医療機関からの通告により医療ネグレクトを認知した場合など、一時保護又は施設入所等の措置がとられていない児童については、一時保護（一時保護委託）した上で、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

その際、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があるにもかかわらず、親権者等が同意しなかった旨や医療行為の具体的内容等、児童相談所長の同意により医療行為が行われた経緯について記録するとともに、医師の意見書（別記様式例参照）や医学書の写し等、当該児童の疾患や治療方法などについての内容を明確にするための資料を記録に添付する。

また、児童相談所長は、当該措置により対応した旨を事後に都道府県児童福祉審議会に報告することが望ましい。

イ 入所中又は委託中における施設長等の同意

施設入所等の措置がとられている児童については、当該児童を監護する施設長等が必要な医療行為に同意する。

この場合、児童の生命・身体の安全を最優先に考え、速やかに施設長等が医療行為に同意する必要があるが、緊急性の程度によっては、親権停止審判や保全処分による対応を検討する必要がある。このため、施設等において児童の生命・身体の安全確保のため緊急の対応が必要な事態が生じた場合には、施設長等から児童相談所に速やかに連絡することとし、連携して緊急性の判断や対応方法の検討を行うことが望ましい。

また、一時保護の場合と同様、施設長等の同意により医療行為が行われた経緯についての記録等を行う。

なお、施設長等は、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めて行った内容について、速やかに児童福祉法第27条第1項第3号等の措置を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない（児童福祉法第47条第5項後段）ことに留意されたい。報告の方法等については児童相談所運営指針を参照されたい。

6 医療行為が実施された後の対応

必要な医療行為が実施された後は、児童の福祉の観点から親権又は職務執行を停止された者が再び親権を行使することに支障がないと判断される場合や、一時保護を継続する必要がないと判断される場合には、児童相談所長は、親権停止等の審判の確定後であれば、その取消しを申し立て、本案である親権停止等の審判が係属中であれば、その申立ての取下げや一時保護の解除を行うなど、実施後の状況を踏まえ適切に対応する。

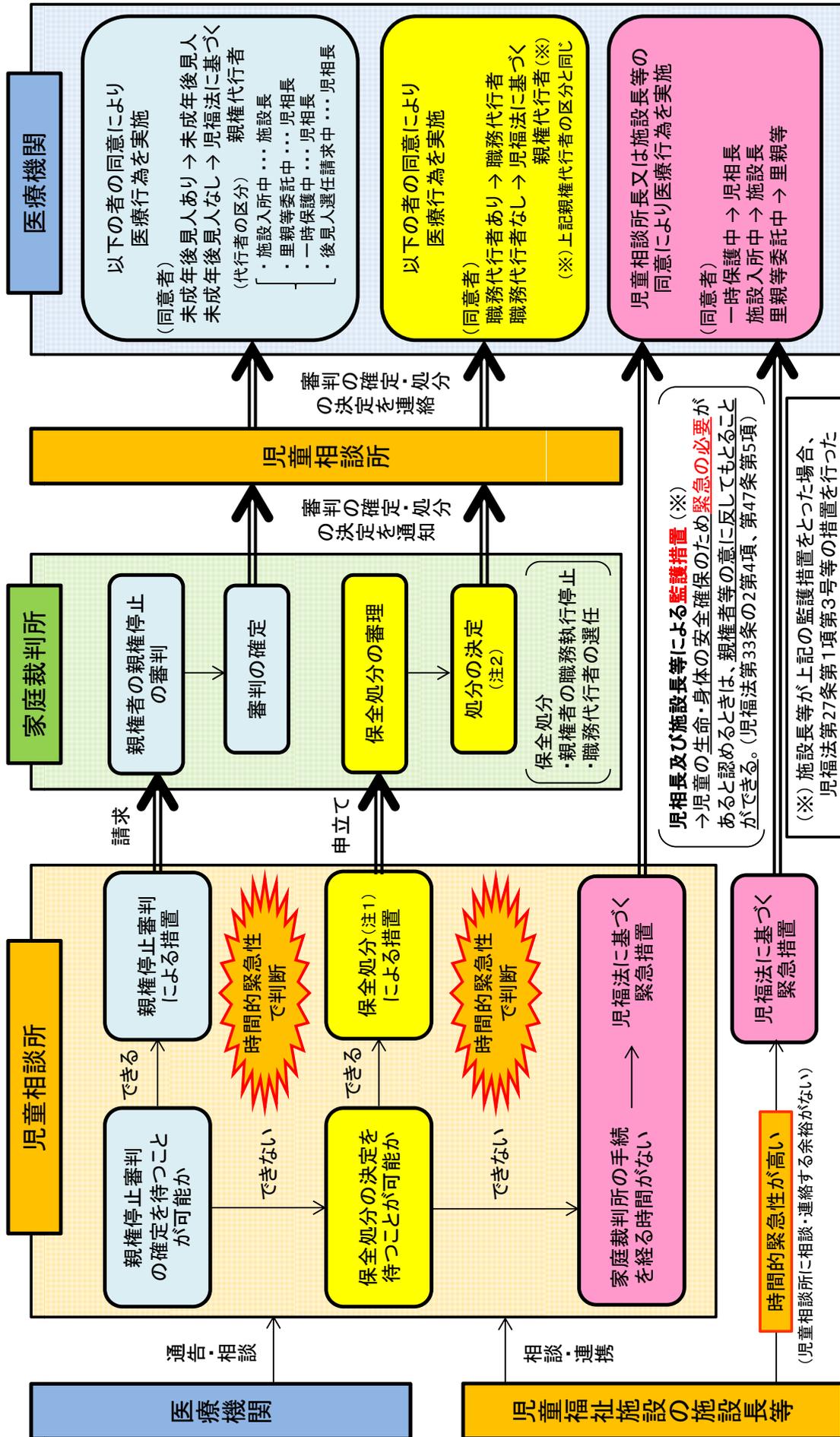
具体的には、医療ネグレクト以外の養育上の問題が見られるかどうか、退院後にも医療行為を継続する必要があるか、その必要がある場合に当該医療行為について親権又は職務執行を停止された者等が同意するかどうかなどについて個別事情に照らして判断する必要があるため、申立ての取下げ等の可否とともに、退院後の処遇や支援方針について、医療機関と協議して決定する。

医師の意見書様式例

意見書	
患者氏名	
年齢・性別	年 月 日生 (歳 か月) 男・女
疾患名 (注1)	
現在の問題点 (注2)	
今回必要な医療行為の内容及び根拠 (注3)	
予測される効果と今後必要な医療行為 (注4)	
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度 (実施すべき時期) (注5)	
当該行為に伴う合併症等の危険性 (注6)	
親権者等に対する説明の実施状況 (注7)	
その他特記事項	
記載日： 年 月 日 医療機関名： _____ 主治医名 (自筆)： _____	
<p>(注1) 日本語で記載、略語は不可。 (注2) 箇条書き等簡潔に記載すること。 (注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。 (注4) 当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。 (注5) 当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。 (注6) 当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。 (注7) 親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。</p>	
※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。	

意見書	
患者氏名	〇〇 〇〇
年齢・性別	〇年 〇月 〇日生 (〇歳 4か月) <input checked="" type="checkbox"/> 男・女
疾患名 (注1)	ファロー四徴症、肺動脈閉鎖、22番染色体部分欠失
現在の問題点 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・チアノーゼ、哺乳困難、体重増加不良を認める。 ・日齢0よりNICUにて管理し、長期入院中。 ・肺動脈血流は、薬剤（プロスタグランジン製剤の持続点滴）で拡張した動脈管で保持されている。薬剤がなければ動脈管は自然閉鎖する可能性が高い。
今回必要な医療行為の内容及び根拠 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤により確保している肺動脈血流を、短絡手術（鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術）で確保することが必要。 ・上記の手術は、肺動脈閉鎖に対して、我が国においても〇〇年代頃より開始され、今日では外科治療の基本手技の一つとして定着している（参考文献参照）。
予測される効果と今後必要な医療行為 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・肺動脈血流の増加によるチアノーゼの改善、プロスタグランジン製剤の持続点滴からの離脱、肺動脈の発育が期待される。 ・短絡手術後は、抗凝固療法（内服治療）が必要になる。これは、中断せず、継続することが必要であり、定期検査と薬用量調整を要する。 ・将来的には根治手術が必要である。
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度（実施すべき時期）(注5)	<ul style="list-style-type: none"> ・動脈管は無治療では閉鎖する。薬剤の効果は日齢にしたがい減弱し、薬剤の増量は無呼吸発作などの合併症の危険が増加し、手術なしに長期生存は見込めない。 ・動脈管による肺血流量のみでは、根治手術に向けた肺動脈の発育は期待できないため、〇週間以内に鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術が必要である。
当該行為に伴う合併症等の危険性 (注6)	<ul style="list-style-type: none"> ・手術死亡の危険率は1%未満。（過去10年間で当施設での手術死亡例は認めない。） ・手術合併症の危険率は5%未満（創部感染、短絡血管閉塞、心不全など）
親権者等に対する説明の実施状況 (注7)	実父母に対し、入院時（〇年〇月〇日）に、薬物治療などを含めたNICU管理についての説明には同意を得た。その後は面会も少なく、手術治療についての面談には拒絶的である。
その他特記事項	
記載日： 〇年 〇月 〇日 医療機関名： 〇〇 〇〇	主治医名（自筆）： 〇〇 〇〇
<p>(注1) 日本語で記載、略語は不可。 (注2) 箇条書き等簡潔に記載すること。 (注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。 (注4) 当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。 (注5) 当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。 (注6) 当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。 (注7) 親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。</p>	
※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。	

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応の流れ



(注1) 親権停止審判を本案とする審判前の保全処分として行う。
 (注2) 職務代行者の選任は職務執行停止に加えて必要がある場合がある。